

令和7年度

男女共同参画に関する年次報告書

福知山市

目 次

令和7年度 事業体系図	1
令和7年度 事業概要	5
はばたきプラン2021 実施計画	19
令和7年度 男女共同参画推進にかかる事業調査結果	28

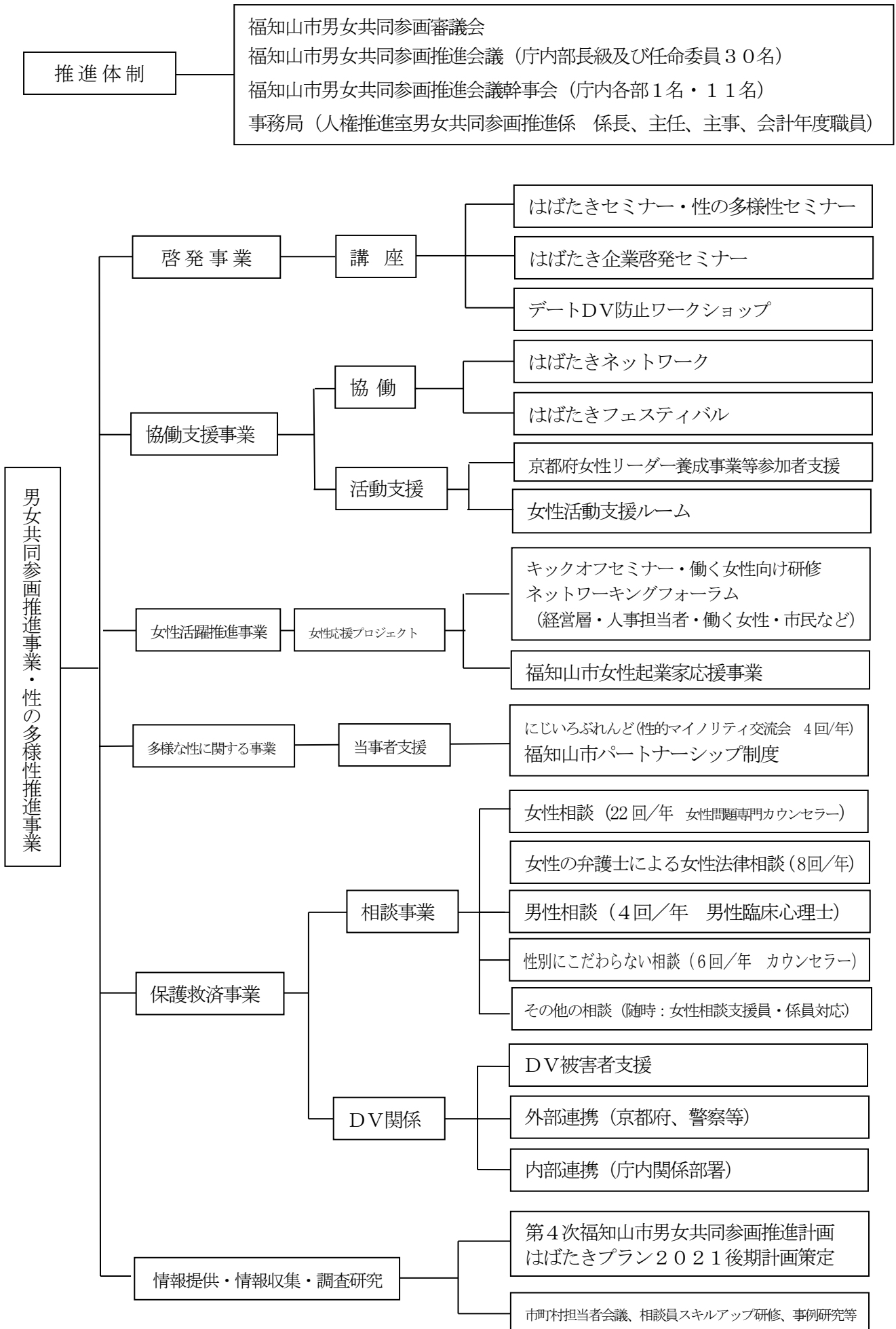
資料

審議会等への女性の参画状況調査表	43
重要項目の数値目標に対する実績	47
福知山市男女共同参画推進条例	48

年次報告書について

年次報告書は、「福知山市男女共同参画推進条例」（平成18年10月施行）第14条に基づく年次報告として、本市の男女共同参画の推進に関する施策の実施状況や進捗状況を示し、市民のみなさまに取組の状況を明らかにするものです。

男女共同参画推進事業体系図(令和7年度)



令和7年度男女共同参画審議会

男女共同参画審議会（5回）		
1	日 時	令和7年8月1日（金）午後7時～午後9時
	場 所	男女共同参画センター 女性活動支援ルーム 10人
	内 容	① 男女共同参画審議会正副会長の選出 ② 男女共同参画推進事業 令和7年度事業内容について ③ 第4次福知山市男女共同参画計画はばたきプラン2021 後期計画の策定について
2	日 時	令和7年9月8日（月）午後7時～午後9時
	場 所	男女共同参画センター 女性活動支援ルーム 10人
3	内 容	第4次福知山市男女共同参画計画はばたきプラン2021 後期計画の中間見直し案について
	日 時	令和7年12月25日（木）【会長及び各委員にメールで送信】
	場 所	—
4	内 容	第4次福知山市男女共同参画計画はばたきプラン2021 後期計画（案） 諮問について
	日 時	令和8年1月22日（木） 【降雪のため会議が中止となり書面会議とした。】
	場 所	—
5	内 容	第4次福知山市男女共同参画計画はばたきプラン2021 後期計画（案） の答申について
	日 時	令和8年2月3日（火） 午前11時30分～午前12時
	場 所	福知山市役所301会議室 2人(会長・副会長)

令和7年度男女共同参画推進会議

男女共同参画推進会議（5回）		
1	日 時	令和7年5月27日（火）午前9時30分～午前11時
	内 容	① 任命委員委嘱状交付
		② 令和6年度事業報告について
		③ 令和7年度事業計画について
		④ 男女共同参画推進会議幹事会の任命及び調査・研究事項について
⑤ 男女共同参画に係る市民意識調査及び概要版について		
2	日 時	令和7年7月4日（金） 午前9時30分～午前11時
	内 容	第4次福知山市男女共同参画はばたきプラン2021 後期計画の策定について
3	日 時	令和7年7月18日（金）午前9時30分～午前11時
	内 容	第4次福知山市男女共同参画はばたきプラン2021 後期計画の策定について
4	日 時	令和7年9月29日（月） 午前9時30分～午前11時
	内 容	第4次福知山市男女共同参画はばたきプラン2021 後期計画の見直し案について
5	日 時	令和7年11月27日（木）午前9時30分～午前11時
	内 容	第4次福知山市男女共同参画はばたきプラン2021 後期計画（案） について

令和7年度男女共同参画推進会議幹事会

男女共同参画推進会議幹事会（12回）		
1	日時	令和7年4月22日（火）午前9時30分～午前11時
	場所	男女共同参画センター 女性活動支援ルーム 11人
	内容	① 令和7年度男女共同参画推進係の取組について ② 令和7年度男女共同参画推進会議幹事会の取組及び年間スケジュールについて
2	日時	令和7年5月20日（火）午前9時30分～午前11時
	場所	男女共同参画センター 女性活動支援ルーム 8人
	内容	全体及びグループ学習（政策提言の詳細の検討）
3	日時	令和7年6月24日（火）午前9時30分～午前11時
	場所	男女共同参画センター 女性活動支援ルーム 9人
	内容	全体及びグループ学習（政策提言の詳細の検討）
4	日時	令和7年7月22日（火）午後1時30分～午後3時30分
	場所	市民交流プラザ 市民交流スペース 2人
	内容	講演「福知山市女性活躍推進事業キックオフセミナー 経営戦略としての女性活躍推進いま、本当に必要な取り組みとは」参加
5	日時	令和7年8月26日（火）午前9時30分～午前11時
	場所	男女共同参画センター 女性活動支援ルーム 9人
	内容	全体及びグループ学習（政策提言の詳細の検討）
6	日時	令和7年9月30日（火）午前9時30分～午前11時
	場所	男女共同参画センター 女性活動支援ルーム 9人
	内容	全体及びグループ学習（政策提言の詳細の検討）
7	日時	令和7年10月28日（火）午前9時30分～午前11時
	場所	男女共同参画センター 女性活動支援ルーム 10人
	内容	政策提言のためのリハーサル及びグループでの最終調整
8	日時	令和7年11月27日（木）午前9時～午前10時30分
	場所	総合福祉会館 10人
	内容	第4次福知山市男女共同参画計画はばたきプラン2021 推進のための政策提言
9	日時	令和7年12月23日（火）午前9時30分～午前11時
	場所	男女共同参画センター 女性活動支援ルーム 10人
	内容	全体及びグループ学習（11月27日の政策提言の振り返り）
10	日時	令和8年1月27日（火）午前9時30分～午前11時
	場所	男女共同参画センター 女性活動支援ルーム 8人
	内容	全体及びグループ学習（政策提言の具体案 啓発パンフレット等の検討）
11	日時	令和8年2月24日（火）午前9時30分～午前11時
	場所	男女共同参画センター 女性活動支援ルーム 3人
	内容	全体及びグループ学習（政策提言の具体案 啓発パンフレット等の検討）
12	日時	令和8年3月17日（火）午前9時30分～午前11時

	場 所	男女共同参画センター 女性活動支援ルーム 6人
	内 容	全体及びグループ学習（政策提言の具体案 啓発パンフレット見本提示及び活用方法について説明）
主な活動	<p>○昨年度の調査研究からさらに第4次福知山市男女共同参画計画はばたきプラン2021を推進するための取組として、2グループにわかれて、本計画の基本目標Ⅰ（1）女性に対する暴力の根絶と人権の尊重、基本目標Ⅲ（9）防災における男女共同参画の推進について調査・研究及び政策提言を行った。</p> <p>○Aグループは、「経済分野におけるジェンダーギャップと女性に対する暴力」から「DVの実態から男女の賃金格差の関連性について」をテーマに調査・研究及び政策提言を行った。国・警察・福知山市の統計からDV被害者の約8割近くが女性であること、DV被害を受けても離婚の選択肢をするケースが少ないことなどの現状を再確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、DVの要因がジェンダーギャップにあり、そこから支配関係が生み出されるとし、その要因の一つに男女の賃金格差が大いに影響していることを導きだした。 ・男女が一人の人として生きるためには、経済的自立が重要であり、そのためには幼少期からジェンダーについて知り考えることが重要であるとの考えに至り、その方法として、啓発パンフレット「わたしの幸せ、わたしが選ぶ」を作成し、幼少期から自分の人生について考えることが男女共同参画社会の実現につながることを提案した。また、パンフレットの作成について高校生を巻き込んで完成させることや福知山城のプロジェクトマップ等を活かした効果的な啓発方法についても提案を行った。 <p>○Bグループでは、「防災における男女共同の推進について」から「防災・避難所運営における男女共同参画」をテーマに調査・研究及び政策提言を行った。阪神淡路大震災、東日本大震災、能登半島大震災時の避難所運営等について現状を把握、また、福知山市や近隣市町村の防災に係る男女共同参画の現状を調査し、防災に関する意思決定の場や避難所運営において女性の参画不足などの課題を明らかにした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課題解決のため、防災・避難所運営に男女共同参画の視点を取り入れた5つのルールを中心としたリーフレットを実現・実装するとともに、市内防災組織を対象にモデル組織を選定、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策を実行することでノウハウを構築し、その内容をモデル組織により実行したことを水平展開し市全体に広げるなど福知山市の男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営の実現をめざす方法を提案した。 	

令和7年度男女共同参画推進事業概要

1 啓発事業

事業名	男女がともに考える「はばたきセミナー」(3講座)	
事業概要	「はばたきプラン2021」推進事業の一環として、幅広い市民の男女共同参画のための学習の場として、男女共同参画センター等でのセミナーを開催。	
第1講座	開催日	令和7年7月1日(火) 午後1時30分～午後3時
	会場	福知山市民ホール(ハピネスふくちやま4階)
	テーマ	私たちの未来とDEI(多様性・公平・社会的包摂)
	講師	白井 文さん(元尼崎市長)
	参加者	101人
	備考	—
第2講座	開催日	令和7年11月17日(月) 午後1時30分～午後3時
	会場	市民交流プラザふくちやま市民交流スペース
	テーマ	これってDVなのかな?知っておきたいDVの基礎知識
	講師	小松 明子さん(ウィメンズカウンセリング京都 フェミニズムカウンセラー)
	参加者	16人
	備考	京都府・京都府男女共同参画センターらら京都と共催
第3講座	開催日	令和7年12月7日(日) 午後2時～午後3時30分
	会場	市民交流プラザふくちやま会議室4-1
	テーマ	^{ゼロ} 0から始める家庭の備え ～今日からできる安心づくり～
	講師	坂中 綾香さん(防災士)
	参加者	36人
	備考	危機管理室と共催
成果課題	<p>○全3回の講座を開催。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1講座は、本市の審議会等への女性の参画率から男性優位の組織運営がなされている現状や、今後も人口減少や少子高齢が進む中、地域活性のためには、地域や職場等で男性も女性もワークバランスが取れる組織が必要となってくる。その一歩として、誰もが持っているアンコンシャス・バイアスを自覚し一人ひとりが生き方や働き方について考え、実行することが大切であるという講演を通じ、本市の現状や自分の生き方について考える機会となった。 ・第2講座は、暴力の種類を始めDV(配偶者等からの暴力)についての基礎的な話を通じ、DVについて正しく認識し、DV被害者に寄り添った支援や対応を考える機会となった。 ・第3講座は、災害から自分と家族の安全を守るために、まず行動を変えることが大切であり、自分の住む町の災害を事前に知り、災害に備え必要なものを備蓄しておくことが大切であるという話から、実際に参加者が本市のハザードマップを用いて自分の住んでいる所の災害リスクを確認した。また、備蓄品について講師が実際に常時備蓄しているものを使い、説明を交えながら紹介され、各自が自分たちで災害に備えるとはどういうことか、災害の被害を最小限にするためには事前の備えが重要であること等を改めて考える機会となった。 	

事業名	はばたき企業啓発セミナー（1講座）	
事業概要	「はばたきプラン2021」推進事業の一環として、市内企業及び事業所を対象としたセミナーを開催。	
第1講座	開催日	令和8年1月29日（木）午後1時30分～午後3時
	会場	市民交流プラザふくちやま3階 市民交流スペース
	テーマ	アンコンシャスバイアスを知ろう！気づこう！ ～一人ひとりがイキイキとした組織をめざす～
	講師	張 琴さん アンコンシャスバイアス認定トレーナー 社会教育研究所 所長 PHP研究所 研修講師
	参加者	41人
	備考	共催：福知山市企業人権教育推進協議会
成果課題	・アンコンシャスバイアス（無意識の思い込み）について理解が深まり、日常や職場の中に潜む偏見に気づききっかけとなった。グループワークや意見交換を通して、性別、年齢、立場などに関係なく、誰もが働きやすく、参加しやすい環境づくりへ多様な価値観を尊重する意識の向上につながった。アンコンシャスバイアスは無意識であるため、学んだ内容を継続して実践・振り返りする機会が必要である。	

事業名	デートDV防止ワークショップ（5講座）	
事業概要	「はばたきプラン2021」推進事業の一環として、市内中学校及び高校を対象としたデートDV防止ワークショップを実施。	
第1講座	開催日	令和7年6月5日（木）午後1時15分～午後4時5分
	会場	京都府立福知山高等学校
	テーマ	デートDV防止
	講師	人権学習サークルWITH YOU
	対象者	京都府立福知山高等学校3年生（6クラス）
	参加者	211人
第2講座	開催日	① 令和7年10月10日（金）午後1時05分～午後2時45分 ② 令和7年10月24日（金）午後1時05分～午後2時45分 ③ 令和7年11月21日（金）午後1時05分～午後2時45分
	会場	学校法人成美学園 福知山成美高等学校
	テーマ	デートDV防止
	講師	人権学習サークルWITH YOU
	対象者	学校法人成美学園 福知山成美高等学校1年生（12クラス）
	参加者	340人
第3講座	開催日	令和7年12月15日（月）午後1時20分～2時05分
	会場	京都府立中丹支援学校
	テーマ	デートDV防止
	講師	人権学習サークルWITH YOU

	対象者	京都府立中丹支援学校7・8・9組（担任教諭等含む）
	参加者	36人
第4講座	開催日	令和8年2月2日（月）午前10時～午前11時30分
	会場	下六人部児童センター
	テーマ	「大人も知っておきたい『デートDVってなに？』」
	講師	人権推進室
	対象者	職員
	参加者	15人
成果課題	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動団体と協働し、若年層へのデートDV防止啓発として、市内高校生を対象としたワークショップ形式による学習機会を提供できた。グループワークにおいて意見交換を行い、デートDVやジェンダーの問題について考える機会となっている。今後も各学校と連携し、継続した啓発を行っていく。 ・今年度は中丹支援学校で実施することができた。しかし、継続した課題として、ワークショップを実施する学校が固定化されており、今年度は前年度より減少しているため、多くの学校で開催できるよう、周知に努める必要がある。 	

事業名	国際女性デー2026 in 福知山 第28回はばたきフェスティバル（協働）	
事業概要	「第28回はばたきフェスティバル」を開催。市民参画で組織する実行委員会において企画、運営を行い、男女共同参画社会の実現に向けて参加者相互の交流を図る。	
開催日	令和8年3月8日（日）午後1時15分～午後3時30分	
会場	福知山市民ホール（ハピネスふくちやま4階）	
テーマ	住み続けたいまち 福知山へ ～男女共同参画の視点を地域に～	
講演会	<p>○オープニング 合唱 福知山メンネルコール クイズ ジェンダーがよくわかる○×クイズ ○講演 テーマ 「男女共同参画推進とジェンダーギャップ解消 ～福知山での実践方法を考える～」 講師 片山 善博さん（元鳥取県知事・大正大学地域創生部子公共政策学科特任教授） ○対象者：市民 参加人数：169人</p>	
イベント	—	
展示	はばたきフェスティバル実行委員団体活動紹介 期間：令和8年2月2日（月）～3月2日（月） 場所：男女共同参画センター 期間：令和8年3月3日（火）～3月6日（金） 場所：市役所本庁1階 展示スペース 期間：令和8年3月8日（日） 場所：福知山市民ホール（ハピネスふくちやま4階） ★展示：13団体・個人2名	
実行委員会	13団体、個人3名	

成果課題	<ul style="list-style-type: none"> ・従来は女性団体を中心の実行委員会であったが、個人や男性の加入があり、多様な人の参画のもと、企画、運営を行うことができた。 ・3月8日の国際女性デーに合わせて、国際女性デー2026 in 福知山とし、本フェスティバルと「UNITED HEROES-BIocmine(ユニテッドヒーローズブルーミン)ー国際女性DAY スペシャルー」とコラボして開催した。お互いのチラシに両方のイベントを掲載するなどし、多くの市民に周知をすることができた。 ・鳥取県の事例を入れながら地域活性には女性の参画が重要であると話していただき、そのためには、男女が共に家事・育児に参加することは、性別に関わりなくその個性と能力を発揮することができる社会につながるといった講演会となった。 ・男女共同参画社会の実現に向けた情報の交換や、交流を図ることできまざまな世代の理解を深め、すべての人が幸せを実感でき、自分らしく生きられる社会の実現をめざせるよう、はばたきフェスティバルの内容を今後もより充実させることが必要である。
------	---

事業名		はばたきネットワーク会議（協働）	
事業概要		男女共同参画社会の実現をめざし、市内の団体やグループ相互の交流・情報交換などの活動を広げるためのネットワークで、団体の連絡調整及び育成を行っている。 (構成数：令和8年3月31日現在 12団体、個人1名)	
第1回 会 議	日 時	令和7年5月23日（水） 午前9時30分～午前11時	
	場 所	男女共同参画支援センター 女性活動支援ルーム	
	内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・役員改選 ・令和6度事業報告について ・令和7年度事業計画について ・はばたきネットワーク学習会について 	
第2回 会 議	日 時	令和7年9月22日（月） 午前9時30分～午前11時	
	場 所	男女共同参画センター 女性活動支援ルーム	
	内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・女性に対する暴力をなくす運動期間について ・啓発物品の作成 	
第3回 会 議	日 時	令和8年1月19日（木） 午前9時30分～午前11時	
	場 所	男女共同参画センター 女性活動支援ルーム	
	内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・はばたきネットワーク学習のふりかえり ・女性に対する暴力をなくす運動期間の活動のふりかえり 	
第4回 会 議	日 時	令和8年3月16日（月） 午前9時30分～午前11時	
	場 所	男女共同参画センター 女性活動支援ルーム	
	内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度事業報告・決算見込み（案）について 	
第1回 学 習 会	日 時	令和7年7年30日（水） 午後1時30分～午後3時	
	場 所	福知山市総合福祉会館3階 33・34号室	
	テ ー マ	男女共同参画に関する市民意識調査結果から考える男女共同参画	
	講 師	福知山市市民生活部人権推進室次長補佐 谷垣文代さん	
	参加者	41人	

第2回 学習会	日 時	令和7年12月19日(金) 午後1時30分～午後3時
	場 所	福知山市民ホール (ハピネスふくちやま4階)
	テーマ	多様な人々が社会参加できる地域づくりについて
	講師	渋谷 節子さん (福知山公立大学地域経営学部 教授)
	参加者	91人
DV防止 展示	期 間	令和7年11月12日(火)～11月25日(月)
	場 所	男女共同参画センター、市庁舎1階ロビー、図書館中央館、大江支所、三和支所、夜久野支所、各地域公民館
	内 容	ポスター、パープルリボンの木を展示し、DV防止の啓発を行った。
DV防止 街頭啓発	期 間	①令和7年11月4日(火) ②令和7年11月10日(月) ③令和7年11月18日(火) 各回 午前11時30分～12時30分
	場 所	①イオン福知山店 ②スーパーマーケットニシヤマ荒河店 ③三ツ丸ストア駅南店
	内 容	・パープルリボンとティッシュの配布 ・パープルリボンの認知に関するアンケート
成 果 課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・学習会を2回実施し、第1回は市の担当者から令和6年度に福知山市が実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」の報告と課題の説明を受け、自分たちの身近な地域の状況や地域で男女共同参画を進めるための方策について話し合った。グループワークでの話し合いのため活発な意見交換ができ参加者同士が交流を深めるいい学びの機会となった。第2回目は、女性を始め多様な人々が参加できる地域づくりについて、外部講師の専門家から最新の情報を交えた説明を受け、ジェンダーを始め多様な人が社会参加できることの重要性について学びを深めることができた。 ・街頭啓発は啓発物品の配布時に、「パープルリボンを知っていますか？」アンケートをとることで、パープルリボンの意味など直接市民の皆さんに説明することができた。 	

事業名	女性起業応援セミナー (1講座)	
事業概要	地域に潜在する女性の起業希望者を発掘し、次世代に向けた新たな女性活躍及び人材育成を創出するため、起業に関心のある女性を対象にセミナーを開催する。	
第1講座	開催日	令和7年12月13日(土) 午後1時～午後4時
	会 場	市民交流プラザふくちやま3階 視聴覚室
	テーマ	小さく始めて夢を叶える！女性のための起業入門セミナー ～スキを仕事にする5STEP～
	講 師	瀧井 智美さん (株式会社ICB 代表取締役) 小谷 晴美さん (しなやかライフ研究所 代表)
	参加者	16人
成 果 課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の起業に関する基礎知識や実体験を話していただき、起業への理解を深めるとともに、起業に対する不安の軽減や意欲の向上につながった。また、参加者同士が交流や情報交換することで起業を身近な選択肢として捉える機会を提供することができた。 	

事業名	女性活躍推進事業
事業概要	女性がライフステージに関わらず就労を継続でき、キャリアアップをめざすことができる職場環境づくりのため、労働者と雇用者双方に対して意識改革の研修を実施し、市内企業における女性活躍の推進を図る。
講演会	キックオフセミナー
開催日	令和7年7月22日(火) 午後1時～午後3時30分
会場	市民交流プラザふくちやま 市民交流スペース
テーマ	経営戦略としての女性活躍推進～いま、本当に必要な取り組みとは～
対象者	企業経営者・経営層・人事担当者・働く女性・市民
参加者	60人
講師	瀧井 智美さん(株式会社ICB代表取締役)
成果課題	・なぜ今女性活躍推進が必要なのかを理解し、取組に必要なことを先進事例や効果的な施策を交えて講師から講演いただいた。後半にはグループワークを交えながら、「どのような取組が効果的か?」「自社には何が必要か?」を経営者、管理職、人事担当者、働く女性など、あらゆる層の参加者が対話し、お互いに学びあうことができた。本市の女性活躍を加速させる実践的な取組につながって行くために参加者全員でこれからを考える時間となった。
研修会	働く女性向け研修(3講座)
開催日	① 令和7年 9月12日(金) 午後1時30分～4時30分 ② 令和7年10月 9日(木) 午後1時30分～4時30分 ③ 令和7年11月11日(火) 午後1時30分～4時30分
会場	① ③福知山市消防防災センター 防災研修室 ② 市民交流プラザふくちやま3階 視聴覚室
テーマ	キャリアデザインとネットワークづくり ① これからの私のキャリアデザイン ② 自分らしいリーダーシップを見つけよう! ③ ロールモデルセッションと交流会
対象者	福知山市で働く女性
参加者	延べ68人
講師	瀧井 智美さん(株式会社ICB代表取締役) ③ ロールモデル 松井 美佐子さん(梅小路ホテル京都総支配人) 森口 真希さん(株式会社堀場製作所理事管理本部本部長 ・グローバル人材センター長)
成果課題	・3回の研修会では、講義とグループワークを通じ、女性が自分らしく活躍するための「マインド」と「スキル」を高めあった。単発ではなく、3回の連続講座として設定したことで、集まった本市で働く女性同士のネットワークの構築にもつながった。 ・自分らしく働き続けるために、キャリアデザインや自分らしいリーダーシップの発揮に必要なことやロールモデルとの出会いなどから、多くの学びを得ること機会となった。

講演会	ネットワーキングフォーラム
開催日	令和8年2月13日（金）午後1時30分～4時
会場	市民交流プラザふくちやま 市民交流スペース
テーマ	福知山市女性活躍推進事業の成果報告と今後の展開に向けて
対象者	企業経営者・経営層・人事担当者・働く女性・働く女性研修受講生・市民
参加者	50人
講師	瀧井 智美さん（株式会社ICB代表取締役）
成果課題	・今年度のキックオフセミナーや働く女性向け研修に参加された企業や受講者、次年度から参加を検討している企業やこの取組に関心を持つ参加者と、福知山市全体で組織の枠を超え、女性活躍を加速させるための意識改革や促進させていくためのヒントについて交流を交えながら学びあう機会となった。また、次年度からの取組に期待を寄せる声も聞かれた。

事業名	性の多様性セミナー（2講座）	
事業概要	すべての人が多様な性を認め合い、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現に向けて、市民を対象に多様な性の尊重と理解促進を図る。	
内容	開催日	第1回：令和7年10月18日（水） 午後1時30分～3時 第2回：令和8年 1月19日（火） 午後7時00分～9時
	会場	第1回・市民交流プラザふくちやま4階 会議室4-1 第2回：市民交流プラザふくちやま3階 市民交流スペース
	テーマ	「みんな ちがって それが たのしい ～100人いれば100とおりの性～」
	講師	なゝ姫（佐々井 飛矢文）さん・中村 麻美さん （「大江山鬼そば屋」第七代共同店長）
	参加者数	第1回：13人 第2回：16人
成果課題	第1、2回ともに同じ構成。性の多様性については、“いろいろな人がいる。”ということだけ覚えてほしい。性的マイノリティは“わからなくてもいい、ただし否定しない。”という関わり方が大切である。誰もがありのまま、生活を楽しむことができるといった内容であり、性的マイノリティ当事者である佐々井さんからの視点と、佐々井さんのありのままを受け入れる麻美さんからの視点で、多様な性を学ぶ機会となった。	

2 支援事業

【活動支援】(内容) 女性活動支援ルームは男女共同参画社会の実現に向け、女性の活動に対する支援の場としてさまざまな団体に利用されている。

女性活動支援ルーム利用状況

月	利用回数	利用人数	月	利用回数	利用人数
4月	34回	282人	10月	42回	330人
5月	39回	306人	11月	42回	382人
6月	38回	338人	12月	38回	317人
7月	38回	347人	1月	25回	302人
8月	39回	313人	2月	34回	290人
9月	37回	355人	3月	40回	275人

合 計	446回	3,837人
-----	------	--------

3 相談事業

事業名	女性相談
事業目的	女性に対する暴力や就業、セクシュアリティ等女性の人権に関する相談に応じるとともに、問題の早期解決に向けて支援をする。
事業内容	年間実施回数等 22回(内5回は性別にこだわらない相談) 時間 午後1時～4時(各回1人1時間、3人まで) 場所 男女共同参画センター相談室 相談対応 女性問題専門カウンセラー 人数(件数) 26人(30件)
成果課題	<ul style="list-style-type: none"> 相談内容はDV、夫婦間の問題が多い。 緊急性の低い内容で、継続して相談することを希望される場合もあるため、原則として上限を5回として、予約を受け付けている。 24時間受付対応ができるよう、令和7年1月よりWEBでの相談受付を実施。

事業名	性別にこだわらない相談
事業目的	性別に関わらず、どなたでも安心してセクシュアリティに関わる悩みやパートナーとの関係などについて相談できるよう実施する。
事業内容	年間実施回数等 5回 時間 午後1時～4時(各回1人1時間、3人まで) 場所 男女共同参画センター相談室 相談対応 専門カウンセラー 女性以外的人数(件数) 1人(2件)

成果課題	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度（2人、4件）と比較すると減少しており、利用率も半分以下である。 ・多くの人に利用してもらえるよう、チラシの配布先を見直す等、広報手段の工夫が必要である。 ・24時間受付対応ができるよう、令和7年1月よりWEBでの相談受付を実施。
------	---

事業名	男性相談
事業目的	様々な要因で植え付けられた性別役割分担意識により、「男性だから人前で泣いてはいけない」「男性だから我慢をする」など男性に課せられている意識が社会には存在する。家庭問題や職場での人間関係に悩んでいる男性、新しい生き方を模索している男性のために男性臨床心理士による電話・対面での相談を実施する。
事業内容	年間実施回数等 4回 時間 午後5時30分～7時（各回1人30分、3人まで） 場所 男女共同参画センター相談室 相談対応 男性の臨床心理士 人数（件数） 3人（5件）
成果課題	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度から電話だけでなく対面での相談も可能とし、回数も1回増加した。 ・実績は昨年度（3人、3件）と比較しても利用率は伸びていない。より多くの方が利用しやすいようチラシの配布先等広報手段の工夫が必要ある。 ・24時間受付対応ができるよう、令和7年1月よりWEBでの相談受付を実施。 ・少ない人数ではあるが、男女共同参画の考えを踏まえ、男性の相談窓口は必要であると考えている。

事業名	女性の弁護士による女性法律相談
事業目的	女性に対する暴力やストーカー、セクシュアル・ハラスメント等女性の人権に関する問題について、市民が無料で法律相談ができる機会を設け、法律の専門的な情報を提供し早期解決を図る。
事業内容	年間実施回数等 8回 時間 午後1時～午後4時（各回1人45分、定員4人） 場所 男女共同参画センター相談室 相談対応 女性の弁護士（京都弁護士会） 人数（件数） 24人（24件）
成果課題	<ul style="list-style-type: none"> ・相談内容は離婚に関することが多く、次に相続に関することが多かった。 ・昨年度の実績（21人、21件）より利用者数は増加した。 ・多くの方が利用できるよう、原則1人1回までとしている。 ・24時間受付対応ができるよう、令和7年1月よりWEBでの相談受付を実施。

事業名		性的マイノリティ交流会（4回）	
事業目的	すべての人が多様な性を認め合い、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現に向けて、性的マイノリティが自身の性に関する悩みや情報を当事者同士で共有できる居場所づくりとして、性的マイノリティを対象とした交流会を実施する。		
第1回	日時	令和7年6月21日（土）午後2時～午後4時	
	メインテーマ	ライフストーリーを聞こう！	
	ファシリテーター	本多 まささん（プライドプロジェクト代表）	
	参加者	5人	
第2回	日時	令和7年10月18日（土）午後2時～午後4時	
	メインテーマ	多様な性を知ってみよう！	
	ファシリテーター	阪部 すみとさん（Tsunagary Café 代表）	
	参加者	15人	
第3回	日時	令和7年12月20日（土）午後2時～午後4時	
	メインテーマ	カミングアウトについて	
	ファシリテーター	大久保 暁さん（暁 project 代表）	
	参加者	5人	
第4回	日時	令和8年1月31日（土）午後2時～午後4時	
	メインテーマ	悩んでいることや困っていることってある？	
	ファシリテーター	井上 ひとみさん（特定非営利活動法人カラフルブランケッツ理事長）	
	参加者	8人	
成果課題	<ul style="list-style-type: none"> • 当日のファシリテーターや運営スタッフは、以前から居場所づくりの取組を実施されている Tsunagary オフィスからテーマにあった当事者の方が参加し、参加者に寄り添って会を進行することができた。 • フリートークと、トークテーマを決めた2つのテーブルを用意し、交流会を実施。市外からの参加者や国外にルーツのある参加者もあり、それぞれの悩みや困った経験などについての意見交流があった。 • 自分と同じ悩みを共有したり、経験者からアドバイスをもらったりと性的マイノリティが交流できる場として、今後も多くの人に参加できるようプライバシーに配慮し開催する。 		

〈相談内容の内訳〉

*相談人数は、実人数による。(情報提供を含む) (単位：人)

年度	職員対応				女性問題カウンセラーによる女性相談(専門)		専門カウンセラーによる性別にこだわらない相談(専門)			
	7年度(女性)	6年度(女性)	7年度(男性)	6年度(男性)	7年度	6年度	7年度(女性)	6年度(女性)	7年度(男性)	6年度(男性)
DV	63	81	2	7	5	6	0	0	0	0
離婚	2	2	0	0	6	3	0	0	0	0
セクシュアルハラスメント	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ストーカー	3	8	1	3	0	0	0	0	0	0
夫婦関係	3	6	0	2	8	5	0	0	1	1
家庭	8	6	0	4	1	3	0	0	0	1
その他	18	8	2	3	6	3	0	0	1	0
計	97	111	5	19	26	20	0	0	2	2

	専門カウンセラーによる性別にこだわらない相談 (専門)		女性弁護士による 女性法律相談(専門)		男性相談(専門)		合計	
	7年度 (不明)	6年度 (不明)	7年度	6年度	7年度	6年度	7年度	6年度
DV	0	0	1	7	1	0	72	101
離婚	0	0	13	5	0	0	21	10
セクシュアル ハラスメント	0	0	0	0	0	0	0	0
ストーカー	0	0	0	0	0	0	4	11
夫婦関係	2	0	0	2	0	2	14	18
家庭	0	0	1	2	1	0	11	16
その他	0	1	9	5	1	1	37	21
計	2	1	24	21	3	3	159	177

7年度 合計 159人
 内訳 女性 149人
男性 8人
不明 2人

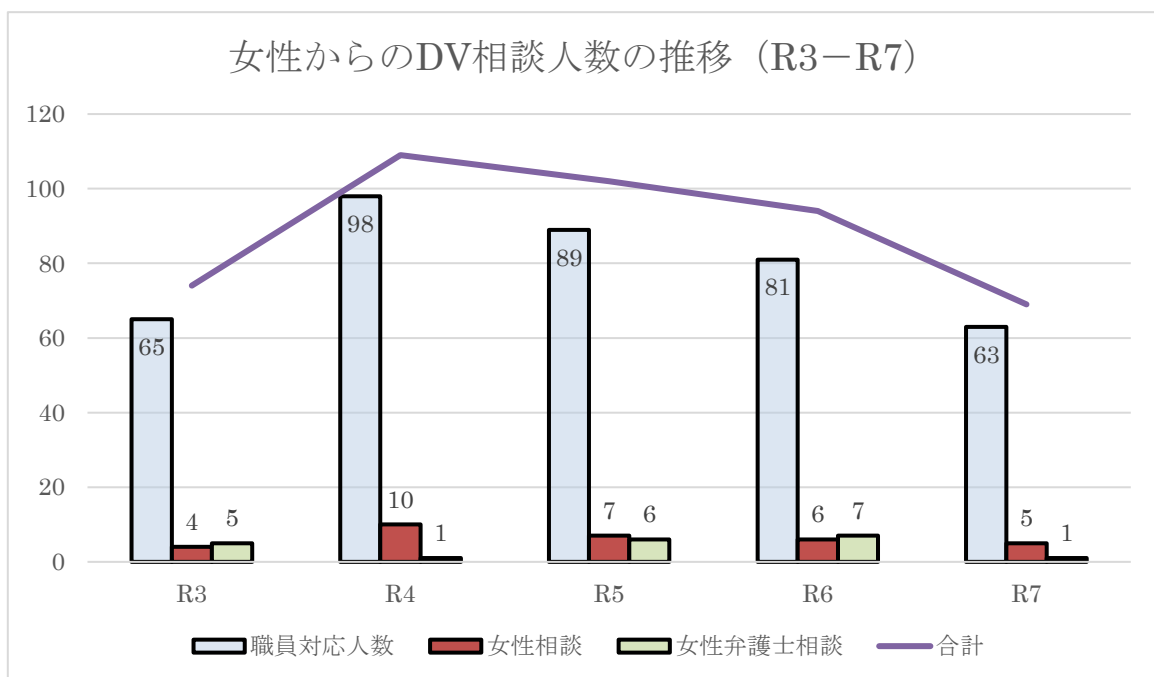
4 DV被害者等支援

「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第3次）」に基づき支援を行った。

DV被害者が安心して安全な生活をするために、被害者の気持ちに寄り添い、庁内DV被害者支援担当課と連携を図りながら、関係機関（家庭支援総合センター、警察等）への情報提供、一時保護やDV被害者の自立に向けての支援など総合的な支援を実施するとともに、女性問題カウンセラーによる女性相談や女性の弁護士による女性法律相談等の専門相談を実施した。

福知山市DV・ストーカー対策ネットワーク会議（福知山警察署や京都府関係機関、庁内関係課との情報共有）の定期開催、また、北部市町DV担当者会議等への参加など、関係部署との連携強化に努め、適切な支援に繋げることができた。

DV・虐待等被害者に係るマイナンバー制度における不開示措置等の設定に関する対応等について、庁内担当課間において統一した対応を図るため、DV等被害者情報の漏洩防止とDV等被害者の安全確保についてDV等被害者情報管理体制（平成30年度整備）に基づき支援をした。



（単位：人）

	R3	R4	R5	R6	R7
職員対応人数	65	98	89	81	63
女性相談	4	10	7	6	5
女性弁護士相談	5	1	6	7	1
合計	74	109	102	94	69

5 情報・啓発資料

【情報掲載資料】

掲 載 資 料	内 容 (テ ー マ)	備 考
広報ふくちやま5月号・HP	<ul style="list-style-type: none"> ・「はばたきネットワーク」メンバー募集 ・第28回はばたきフェスティバル実行委員会募集 	募集 お知らせ
広報ふくちやま6月号・HP 市公式SNS LINE	<ul style="list-style-type: none"> ・プライド月間 (6/1～6/30) ・男女共同参画週間 (6/23～6/29) ・第1回性的マイノリティ交流会 (6/21) ・はばたきセミナー第1回講座 (7/1) 	お知らせ
広報ふくちやま8月号・HP 市公式SNS LINE	<ul style="list-style-type: none"> ・働く女性向けセミナー受講者募集 (9/12 10/9 11/11) 	お知らせ
広報ふくちやま9月号・HP 市公式SNS LINE	<ul style="list-style-type: none"> ・にじいろぶれんど (参加型イベント) (10/18) 	お知らせ
広報ふくちやま10月号・HP 市公式SNS LINE	<ul style="list-style-type: none"> ・働く女性向けセミナー (11/11) 	お知らせ
広報ふくちやま11月号・HP 市公式SNS LINE	<ul style="list-style-type: none"> ・女性に対する暴力をなくす運動期間 (11/12～11/25) ・はばたきセミナー第3講座 (12/7) ・女性起業応援セミナー (12/13) 	お知らせ
広報ふくちやま12月号・HP 市公式SNS LINE	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回性の多様性セミナー (1/19) 	お知らせ
広報ふくちやま1月号・HP 市公式SNS LINE	<ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍推進事業 ネットワーキングフォーラム (2/13) 	お知らせ
広報ふくちやま2月号・HP 市公式SNS LINE	<ul style="list-style-type: none"> ・第28回はばたきフェスティバル (3/8) 	お知らせ
広報ふくちやま (相談がある月)	相談案内 (女性相談・女性の弁護士による女性法律相談・性別にこだわらない相談・男性相談)	お知らせ

【啓発資料】

資 料 名	規 格	備 考
デートDV防止啓発用 パンフレット	A4三折・2色刷	<ul style="list-style-type: none"> ・市内高校1年生に配布 ・人権学習サークル WITH YOU による「デートDV防止プログラム ワークショップ」を市内の高校で実施し受講生徒に配布

【男女共同参画センター啓発展示】

啓発期間	啓 発 内 容
令和7年6月	<ul style="list-style-type: none"> ・プライド月間 (6/1～6/30) ・男女共同参画週間 (6/23～6/29)
令和7年11月	<ul style="list-style-type: none"> ・女性に対する暴力をなくす運動期間 (11/12～11/25)
令和8年2～3月	<ul style="list-style-type: none"> ・第28回はばたきフェスティバル実行委員団体活動紹介 (2/2～3/1)
通年	<ul style="list-style-type: none"> ・はばたきネットワーク登録団体の紹介

「はばたきプラン2021」実施計画 計画期間:令和3年～7年度

番号	課題	具体的施策	事業名	概要	所管または実施課
1	女性に対する暴力の根絶と人権の尊重	1 ドメスティック・バイオレンス防止対策の推進と女性に対する暴力の根絶	DV被害者相談事業	職員の相談スキルを向上させ、DV被害者の救済と適確な支援の入り口となるDV相談を行う。	人権推進室
			DV防止啓発事業	11月のDVをなくす啓発期間にあわせ、DVの実態や被害者へのサポート等に関する講座を実施し、啓発を行う。	人権推進室
			相談窓口の周知事業	女子トイレや窓口だけでなく、各施設で手に取りやすい場所に「DV相談支援カード」を設置する。	関係する部署
		2 若年層へのあらゆる暴力の防止啓発	学校における人権教育	各校の人権教育推進計画に基づいて、対等な人間関係の大切さや、子どもを暴力の加害者、被害者、傍観者にしないための学習に取り組む。 子どもが相談できる窓口の広報・周知や関係機関との連携を図り、子どものSOSを見逃さない体制づくりを推進する。	学校教育課
			デートDV防止ワークショップ	市内中学校、高等学校と連携しデートDV防止に向けた学習機会を提供する。	人権推進室
		3 社会的に弱い立場の女性への人権侵害の防止	子ども安全対策事業	子どもたちの防犯、暴力からの安全確保のために、防犯ブザーの配布、安全教育、様々な周知啓発を行う。また、地域の見守り隊と連携し、登下校の安全対策を推進する。	学校教育課
			女性のための相談事業	女性が抱える様々な悩みについて、女性問題専門のカウンセラーが相談を受ける。また、複雑多様化する女性相談の内容に対応するため、女性の弁護士が法律の側面から専門的な情報を提供し、問題の早期解決を図る。	人権推進室
		4 被害女性に対する救済と支援	女性相談・DV相談の周知	多くの市民が訪れる市民課の窓口に「相談一覧案内チラシ」及び「DV相談支援カード」を置き、相談窓口の周知と啓発に努める。	市民課
			DV被害者住民基本台帳事務支援措置	DV被害者を加害者から守るため、転入・転出・転居等住民登録の手続きの際に、被害者からの申し出により、「要注意情報」を登録し、住民票等の請求について配慮するとともに、庁内の関係機関と連携をとり、DV被害者の保護に努める。	市民課
			市営住宅入居募集	DV被害者への市営住宅の目的外使用や母子家庭への市営住宅の優先枠の確保を行う。	建築住宅課
			母子生活支援事業 DV被害者支援事業	DV被害者の母子自立支援施設への入所により母子の心身の安全を確保し、自立に向けた支援に結びつける。 ・被害者の国民健康保険加入についての支援 ・被害者の住居を確保するとともに経済的な支援 ・被害者の子どもの予防接種、乳幼児健診、健康相談、被害者(母親)の心身の健康管理 ・被害者の子どもの就園支援 ・被害者の子どもの就学支援 ・被害者の発見と相談	こども家庭部 保険年金課 社会福祉課 こども家庭部 学校教育課 市民病院

番号	課題	具体的施策	事業名	概要	所管または実施課	
1	女性に対する暴力の根絶と人権の尊重	5 相談体制の充実と庁外関係機関との連携強化	市民相談事業	市政に対する要望や苦情、日常の困りごとに対して、相談員を配置して応じるとともに、定期的に弁護士や司法書士等による専門相談を開催。	市民課	
			家庭児童相談事業	子育てをはじめとする様々な悩みについて、相談員が常時相談を受ける。	こども家庭部	
			女性のための相談事業	女性が抱える様々な悩みについて、女性問題専門のカウンセラーが相談を受ける。また、複雑多様化する女性相談の内容に対応するため、女性の弁護士が法律の側面から専門的な情報を提供し、問題の早期解決を図る。	人権推進室	
			人権相談・心配事ごと相談	広く人権にかかる相談の場として月4回特設相談を実施。	人権推進室	
			男性のための電話相談	様々な要因で植えつけられた性別役割分担意識によって、家庭や職場での人間関係等に悩む男性を対象に男性臨床心理士による相談を実施する。	人権推進室	
			障害者相談支援事業	相談支援事業所に事業委託し、障害のある人やその家族等のさまざまな相談に応じる。(人権相談に限らない)	障害者福祉課	
			京都府関係機関との連携	警察、中丹西保健所、京都府北部家庭支援センターなどと連携をとりながら相談支援活動を行う。	人権推進室	
2	意識改革のための教育・学習と啓発の推進	6 ジェンダーに基づく固定的な性別役割分担意識の解消の取組	はばたきセミナー	固定的な性別役割分担意識を解消するための啓発を継続し実施する。	人権推進室	
			7 多様なメディア・コンテンツにおける男女共同参画の推進	広報ふくちやま発行业業	暮らしに役立つ広報誌として市政情報などを掲載した「広報ふくちやま」を毎月1回発行し、市内全世帯に配布する。啓発記事「シリーズ人権」に男女共同参画社会の実現に向けた具体的な取組を紹介することで住民の意識を高める。	人権推進室 秘書広報課
				ホームページ運営事業	最新の市政情報を市民や市外へ情報発信する。	秘書広報課
			8 市民への啓発の推進	市刊行物における表現の配慮	男女共同参画の視点から、市の刊行物の表現を点検する。	全部署
				共に幸せを生きるまちづくり人権講座	あらゆる人権問題の解決に向け、地域での実践に結びつけるため、地域公民館や学校との連携により人権講座を実施。	人権推進室
				差別を許さない人材育事業(STAR事業)	21世紀を担う全ての子どもたちが、一人ひとりの人権を大切に、あらゆる差別を許さない子どもに成長することを願い、子どもたちを育成する。	人権推進室
				はばたきセミナー	年4回の講座を開催。講座内容は、固定的な性別役割分担意識、DV、女性活躍推進等の男女共同参画社会の実現に向けたテーマを設定して実施する。	人権推進室
男女共同参画年次報告書作成	男女共同参画の推進等に関する市施策の実施状況と効果等について報告書を作成し、公表する。	人権推進室				
広報ふくちやま	誌面にてシリーズ人権、講演会のお知らせ、各種相談の日程、意識調査結果、はばたきプランなどについて記載し、市民に周知する。人権特集号を作成。	人権推進室				

番号	課題	具体的施策	事業名	概要	所管または実施課
2	意識改革のための教育・学習と啓発の推進	8 市民への啓発の推進	人権ふれあいセンター・児童館・教育集会所における啓発事業	女性問題、男女共同参画に関する内容で市民啓発として講演会を実施。また、各施設だよりの中で、個人として能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を図る内容の啓發文を掲載する。	人権推進室 こども家庭部
			高齢者教室	人権ふれあいセンター、教育集会所で実施する高齢者教室で全ての人が性別による差別を受けない男女共同参画社会の推進を図る学習を推進するとともに、健康づくり効果、生きがい対策事業を実施し、高齢者の積極的な社会参加の促進を図る。	人権推進室
			地区公民館巡回講座	・地域公民館や自治会で自主的に取り組まれる人権学習に職員が出向き、啓発DVD等を活用した講座を実施。 ・DVDの選定にあたり、固定的な性別役割分担意識の解消に向けたテーマのものも候補とする。	人権推進室
		9 学校教育における男女平等と固定的な性別役割分担意識の解消のための教育の推進	幼稚園教育	園児が園生活の中でこれまでの男女の固定的な性別役割分担意識や概念にとらわれることなく、自分らしさとお互いを大切にする意識を自然に学び、認識できるような指導内容での教育を行なう。また、保護者と関わる中で、家庭における固定的な性別分担意識の解消への啓発を行う。	こども家庭部
			学校における人権教育	男女共同参画について、各校の人権教育推進計画に基づいて行う。各教科・人権学習の中で男女共同参画について正しい知識と実践力を培う学習を実施する。	学校教育課
		10 職員研修の充実と人材の育成	市職員研修	年間計画の中で男女共同参画に関する部課内研修や派遣研修を行うことにより、職員の人権意識の高揚やジェンダーに敏感な視点を養う。	職員課 全部署
			幼稚園職員研修	男女共同参画や人権に関する職員研修を課内研修として各園または複数園共同で行なうことにより、職員の人権意識の向上やジェンダーに敏感な視点を養う。	こども家庭部
			教職員研修	男女共同参画に関する校内研修や派遣研修を行うことにより、職員の人権意識の高揚やジェンダーに敏感な視点を養う。	学校教育課
			学校用務員研修	男女共同参画や人権に関する研修を行い、職務とのかかわりを通して、人権意識の高揚やジェンダーに敏感な視点を養う。	教育総務課
			消防団員研修	男女共同参画の視点から、家庭や職場における役割分担意識の解消に向け、男女の別なく子育てや家事への参画を促進するため、消防職員・消防団員への啓発を行う。	消防本部総務課
			保育園職員研修	保育の質を担保する保育園職員の人権研修会の開催。 公立・民間保育園の保育士が京都府や保育協会が実施する研修に参加し、子どもや家庭の支援に関する研修を受講し、人権尊重を保育の基盤とする。	こども家庭部
			差別を許さない人材育成基本計画	各地区で計画実行されている人材育成計画に男女共同参画の視点を徹底する取組の実施。	人権推進室 こども家庭部 教育総務課 学校教育課 生涯学習課

番号	課題	具体的施策	事業名	概要	所管または実施課	
2	育・意識改革のための教 学・学習と啓発の推進	10	職員研修の充実と人材の育成	男女共同参画人材育成事業	教育現場および市職員の男女共同参画推進に資する人材育成の実施。	人権推進室
		11	意識調査の実施	市民意識調査の実施	市民対象の人権意識調査を実施するなかで、男女共同参画の意識も調査する。	人権推進室
				男女共同参画に関する市民意識調査の実施	市民対象に男女共同参画に関する意識調査を実施する。	人権推進室
3	生涯を通じた女性の健康支援	12	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)に関する理解の促進	はばたきセミナー	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する正しい理解の周知と啓発に関するセミナーの実施。	人権推進室
		13	生涯を通じた男女の心身の健康づくりの支援	女性のライフスタイル支援事業	①妊婦健診を公費負担で実施 ②妊娠中の歯科健診を公費で1回実施 ③助産師・保健師等の妊婦・産婦・新生児・乳児に対する指導や育児支援として訪問指導実施 ④⑤子宮がん・乳がん(マンモグラフィ併用検診)の実施。検診受診率が低く、これまで受診されなかった人にもがん検診の重要性等について理解を促進し、今後の継続的な受診を促すため国の補助を受け、働く女性支援のためのがん検診推進事業(子宮頸がん検診(20歳)、乳がん検診(40歳)の受診啓発と検診費用の無料クーポン券を個別送付し、受診勧奨。 ⑥子育て中の女性や更年期世代への健康教育を継続して実施。	健康医療課 こども家庭部
				健康相談	人権ふれあいセンターにおいて定期的に健康相談を実施。	人権推進室
				生涯スポーツの推進	多様化するニーズに対応した、スポーツ機会の提供や、より使いやすいスポーツ施設への整備によりスポーツ関与率の向上を図る。	文化・スポーツ振興室
4	性的マイノリティ等多様な性へ理解促進と支援	14	性的マイノリティへの理解の促進	はばたきセミナー	性的マイノリティへの理解促進に向けて、LGBTQ+をテーマとするセミナーの実施。	人権推進室
				学校における人権教育教職員研修	各校の人権教育推進計画に基づいて、多様な性への理解を深めるため、各教科・人権学習の中で正しい知識と実践力を培う学習を実施する。 教職員が多様な性への理解を深め、適切な支援ができるよう、研修の充実を図る。	学校教育課
		15	社会の仕組みを変える働きかけ	パートナーシップ制度の導入	同性パートナーの関係を公的に認め、生きづらさを軽減し、誰もが自分が生きる社会をめざし、パートナーシップ制度の導入を検討する。	人権推進室
				公文書等への性別欄表記の見直し	多様な性を尊重するため、必ずしも性別記載が必要でない公文書等の見直しを行う。	全部署
16	性的マイノリティの相談体制の整備と支援	性別にこだわらない相談	性別に関わらず、男性、女性、性的マイノリティの人も誰もが、心の悩みを相談できる窓口として開設し、性のあり方を正しく理解し、多様性を受け入れる社会づくりの一助とする。	人権推進室		

番号	課題	具体的施策	事業名	概要	所管または実施課
5	家庭・地域における男女共同参画の推進	17 家庭における男女共同参画の推進	ファミリーサポートセンター事業	育児の援助を行いたい者及び育児の援助を受けたい者からなる会員組織として福知山市子育てファミリー・サポート・センターを設置し、安心して子育てができる環境づくりを行う。	こども家庭部
			はばたきセミナー	家庭生活とそれ以外の生活の両立を可能にする、働き方の見直しをはじめとする、両立支援セミナーを実施。	人権推進室
		18 女性の社会参加のための子育て支援の充実	保育園	子育て支援策として、公立8園、民間20園(内こども園5園)、小規模保育所5園で運営。更に公立園のこども園化や民営化などを進め、保育の充実、持続可能な行財政運営等を図る。	こども家庭部
			放課後児童クラブ	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後や学校休業日に見守りを行い、保護者の就労と子育ての両立を支援する。	生涯学習課
			子育て交流・相談支援対策事業	地域での子育てをサポートするため、あゆみ保育園(委託)、三和こども園、下夜久野保育園、げん鬼保育園(直営)に地域子育て支援センターを設置し、子育て相談、園庭開放事業を実施する。また、岡ノ三地域に地域子育て支援ひろば「すくすくひろば」を設置し、子育てに関する学習会、講座、情報誌の発行、子育て相談、子育て世代交流などの事業を実施する。	こども家庭部
			妊産婦にやさしい環境づくり	・「マタニティーマークチェーンホルダー」を妊婦に配布。 ・マタニティーマークを広報紙等に掲載し、市民への広報活動を推進。	こども家庭部
			パパ・ママ学級	男女共同参画の視点に立ち、男女で協力して妊娠、出産、育児に取り組めるよう、年間6回の教室を実施(うち、3回は土曜日開催)。	こども家庭部
5	家庭・地域における男女共同参画の推進	18 女性の社会参加のための子育て支援の充実	両親学級 ダディ・マミプラザ	妊婦とその夫が妊娠初期から分娩、育児について主体的に問題解決できるよう参加型集団指導を行う。 前期・後期の2回1クールで参加する。 隔週水曜日、日曜日に予約制で実施する。	市民病院
			子育て支援事業 母子支援事業	救急入院や分娩入院で子どもの虐待を疑う事例があったときに面談と支援を行う。 市こども家庭部、児童相談所と連携を行い、虐待リスクを早期に発見予防する。	市民病院
			院内助産院	妊娠から出産、産褥を特定の助産師が継続して担当し、安全で満足度の高い出産に繋げていく。 リスクが高い場合は医師コースへ移行することも可能であり、緊急時は産科医、小児科医が24時間体制で対応する。	市民病院
		19 男性の家事・育児等への参加の促進	はばたきセミナー	男性の家庭参加を促進するため、市民を対象とした啓発セミナーを行う。	人権推進室
			育児休業取得の促進	育児休業取得者代替の任期付き正規職員の採用をおこなう。	職員課

番号	課題	具体的施策	事業名	概要	所管または実施課
5	家庭・地域における男女共同参画の推進	20 活力ある高齢期のための支援策の充実と介護支援	老人クラブ育成	生きがいや健康づくり等の事業を実施している福知山市老人クラブ連合会や単位老人クラブに対する支援。女性会員への様々な研修会の開催・受講。(府老連や市老連主催の女性リーダー研修に参加、女性委員の積極的な事業参画などを推進する。)	高齢者福祉課
			高齢者教育推進事業	高齢者が自立し、いきいきとした生活と社会参加ができるための健康づくりや介護予防の推進を図る。	中央公民館
			高齢者人材活用事業	今まで培ってきた経験や知識を地域活動や学習に活かせる世代間交流と社会参加により地域への参画を推進する。	中央公民館
			シルバー人材センター支援事業	シルバー人材センターの会員が、長年培ってきた知識や経験、技能を活かし、就業を通じて社会参加することで自らの生きがい創出と健康維持を図るとともに、地域社会への貢献により地域活力の向上に寄与することを目的に、シルバー人材センターの活動を支援するとともに、就業機会の提供に配慮する。	産業課
		21 地域での活動における男女共同参画の推進	はばたきセミナー	女性も男性も地域活動に参加できるよう働き方の見直しなどワーク・ライフ・バランスの推進についての啓発を実施。	人権推進室
6	職場における男女共同参画の推進	22 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保	ふるさと就職おうえん事業	福知山雇用連絡会議の活動の一環として、男女雇用機会均等法公正採用について啓発するパンフレットを作成し、商工会議所・商工会等を通して配布する。また、就職フェア等で求職者に対しても啓発を行う。	産業課
			福知山市企業人権教育推進協議会での啓発	社会のあらゆる不公平と不合理を許さない企業活動の促進を図るため、企業の人権学習を推進、支援する。	人権推進室
			幼稚園・小学校・中学校における衛生推進者設置	労働安全衛生法の規定による衛生推進者として、小・中学校では教頭、幼稚園では園長を任命し、職場の危険・健康障害の防止、安全衛生教育、健康診断の実施など、労働安全衛生体制の整備に努める。衛生推進者が職場の環境づくり(ワークライフバランスの推進)に努める。心身の不調が認められる者については、面接医等の面談を勧める等、市担当者との連絡・調整を行う。	学校教育課 こども家庭部
		23 働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進	超過勤務の縮減	労働時間の短縮により仕事と家庭の両立支援を図り、健康で豊かな生活を送るワーク・ライフ・バランスが実現した社会を目指す。 ・幹部職員が率先した定時退庁 ・超過勤務時間の縮減のための意識啓発等 ・ノー残業デーの実施、強化 ・業務改善	職員課 全部署
		次世代育成支援対策 特定事業主行動計画の推進	次世代育成支援に係る啓発資料の作成、配布。育児休業等の取得促進、取得後の円滑な職場復帰の支援。男性職員による積極的な制度の活用。代替要員の確保。家庭・男女の役割についての意識啓発。超過勤務の縮減。休暇の取得促進。子育てを行う女性職員の活躍推進に向けた取組(女性職員を対象とした取組、管理職等を対象とした取組)	職員課 全部署	

番号	課題	具体的施策	事業名	概要	所管または実施課
6	職場における男女共同参画の推進	24 職場におけるハラスメント	ハラスメント苦情処理委員会	ハラスメント苦情処理委員会により様々なハラスメントの防止に取り組む。	職員課
			はばたき企業啓発セミナー	はばたきセミナーを事業所向けに企画し、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等、様々なハラスメント防止についての啓発を実施する。	人権推進室
		25 女性の就労支援	女性活躍推進セミナー	出産や子育て期をむかえた女性が就労を継続でき、キャリアアップをめざすことができる職場環境づくりのため、労働者側と経営者側双方に対してそれぞれ意識改革の研修を実施し、市内企業における女性活躍の推進を図る。	人権推進室
			ふるさと就職おうえん事業	北京都ジョブパーク、ハローワーク福知山マザーズコーナーと連携し、働きたい女性の就職活動をサポートするセミナーやイベントを開催する。	産業課
			就職相談	人権ふれあいセンター等において就職情報を提供し、相談を実施。	人権推進室
		26 農業・商工業などの自営業における男女共同参画の推進	農村女性協議会研修会	農村女性が担っている役割に対する正当な評価による女性の地位向上や男女共同参画を目指して、農村女性のネットワーク化を図る活動を展開するとともに、男女共同参画に対する認識を深めるための学習会を開催する。	農林業振興課
はばたき企業啓発セミナー	はばたきセミナーを企業や事業所、自営業者向けに企画し、ワーク・ライフ・バランスの推進や固定的な性別役割分但意識の解消等について啓発を実施する。		人権推進室		
7	政策・方針決定の場への女性の参画の促進	27 市審議会等の女性比率の向上	審議会等への女性委員の登用	行政委員会、審議会等市長の附属機関、その他の協議会への積極的な女性の登用。	審議会等を運営している課
			各種計画、方針決定等への市民意見の反映	パブリックコメント等を用い、計画立案時や意思決定時に、市民の意見を反映できる手法の確立。	関係する部署
		28 市幹部職員への女性登用	職員研修事業の充実	政策形成、マネジメント系研修への女性職員の受講や対象研修の拡大に努め、女性職員の受講者を増やす。	職員課
		28 市幹部職員への女性登用	市幹部職員への女性登用	・女性が働きやすい環境を整備し、女性の管理職登用を積極的に進め、女性管理職比率の維持・向上を図る。(女性職員比率33%) ・女性職員に対する多様なロールモデル(模範となる職員)、キャリアパス(目標となる職位や職務に就くために必要な一連の業務経験やステップ・配置異動などのルール)の紹介や女性同士のネットワークの構築を進める取組並びに本市キャリアアップサポート(人事考課制度)の効果的活用により、女性が昇進意欲を持てるよう支援するとともにマネジメント力の向上に努める。	職員課 全部署
			女性の職域拡大、職務分担の見直し	職務分担や職場習慣において、性別による偏りがないか、偏りが職場慣行として定着していないかを点検し、必要に応じ見直しを行う。	全部署
教職員の女性採用と、教職員管理職への女性登用	教職員採用・教職員管理職登用にあたり、適材適所の人員配置に努める。	学校教育課			

番号	課題	具体的施策	事業名	概要	所管または実施課	
7	政策・方針決定の場への女性の参画の促進	29 女性起業家支援	福知山市産業支援事業	人権推進室と共催し、女性起業家支援事業を実施する。	産業課	
			女性起業家支援事業	起業を考える女性のニーズに対応、地域に潜在する女性起業希望者を発掘し、次世代に向けた新たな女性活躍支援及び人材育成事業を創出することを目的として女性起業家支援を行う。	人権推進室	
		30 企業や団体における女性登用の啓発	はばたき企業啓発セミナー	はばたきセミナーを事業所向けに企画し、女性の登用や働き方の見直しについての啓発を実施する。	人権推進室	
			31 地域活動における女性登用の啓発	市立公民館運営事業	市立公民館運営審議会委員の選考方法に一般公募を取入れ、積極的に女性委員の登用を図る。	中央公民館
				丹波生活衣館管理運営事業	福知山市丹波生活衣館の運営にあたり、企画・運営への参画を促進する。	文化・スポーツ振興室
8	市民との協働体制の確立	32 女性団体の活動支援とネットワークの推進及び人材の育成	福知山市連合婦人会生涯学習講座	・中央・地域学区別にそれぞれの生涯学習講座を開催 ・年数回実施する研修の中に、男女共同参画の実現に向けたテーマを取り入れる。	生涯学習課	
			女性団体ネットワーク	ネットワーク会議やはばたきプランに基づく研修会や意見交流会及び学習会等を実施する。	人権推進室	
			はばたきフェスティバル	女性団体等で構成された実行委員会による企画運営を行う。講演会、グループワーク、作品展示等の実施により市民への男女共同参画への啓発をするとともに交流の場とする。	人権推進室	
		33 NPOやボランティア団体との協働支援	消防団活動における積極的な女性参加の促進	平成13年度に発足した「ふくちやまファイヤーエンジェルス」を継続して募集するとともに、分団所属の女性消防団員の加入を促進し、消防団活動における女性参加を促進する。	消防本部総務課	
9	防災における男女共同参画の推進	34 平時からの男女共同参画の実現	防災知識の普及活動	マップ作成のための地域住民ワークショップにおいて、女性の視点で地域の避難所運営などを検討してもらうよう、女性の参加を呼びかけている。	危機管理室	
				地域や団体からの安心安全講座の申し込み時及び防災訓練の参加を依頼する際は、女性の受講・参加を促進する。	予防課	
		35 防災における男女共同参画の推進	避難所運営	女性用および男女兼用のサンタリー用品の充実を図っているほか、授乳や障害のある方などが必要に応じて使用できるプライベート TENT を備蓄している。	危機管理室	
				各種災害における急性期での活動であり、市民の生命、身体、財産の保護を最優先にするとともに、それぞれに必要なプライバシーに配慮した活動に努める。	警防課	
		36 防災の主体的な担い手としての女性の参画	自主防災組織育成事業	・自主防火・防災組織の設置推進及び組織運営の強化を図る。 ・自治会を対象に「自主防災リーダー養成講座」を年間3回開講する。 ・自治会長等の推薦が必要となるが、女性受講者の推薦を促し、女性リーダーの育成を推し進める。	予防課	
				防災会議等	防災会議の構成委員は条例による充て職であり、女性の参画がない場合もあるため、条例改正の検討を進めつつ、選任を受けた委員があらかじめ女性の意見を聞いたうえ会議に参加するなど、女性の意見が反映できるよう呼びかけている。	危機管理室

番号	課題		具体的施策	事業名	概要	所管または実施課
10	のそ 課の 題他	37	国際的協調と連携	広報ふくちやま	男女共同参画に係る国際的な動向や諸外国の動き等掲載し国際感 覚の育成に努める。	人権推進室

令和7年度 男女共同参画推進にかかる事業調査結果(全部署及び関係する全部署関係)

施策番号	事業名	事業概要	実施結果 (具体的な数値を記入)	課題点・問題点
1-1	相談窓口の周知事業	女子トイレや窓口だけでなく、各施設で手に取りやすい場所に「DV相談支援カード」を設置する。	<ul style="list-style-type: none"> 各窓口に「DV相談支援カード」を設置し、見えやすく手に取りやすい場所への配架に努めた。 窓口及びトイレ(男女両方)に加え、子育て支援センター等の関連施設にも設置を拡大した。 出前講座や個別対応の際に、カード及びチラシの内容を案内し、周知に努めた。 性暴力相談カードを館内に配架するとともに、人権担当部署とのコラボ展示等による啓発を実施した。 支所窓口にDV支援周知ブースを設置し、啓発に努めた。 次年度から、女子トイレ(委託業者従業員用を含む)への設置を予定。 	<ul style="list-style-type: none"> 窓口では他のチラシ等に紛れて目につきにくいため、設置方法の更なる工夫を要する。 女性用トイレが最も手に取りやすい環境であるが、置台がなく水濡れの懸念から手に取られにくい場所も存在する。 課ごとの取組みにとどまらず、目立つ位置へのポスター掲示など、全庁的な周知強化が必要である。 設置効果の把握が困難であり、設置枚数の管理及び複数箇所への設置検討を要する。 来庁者の関心が必ずしも高くない窓口もあり、相談窓口の周知を継続的に実施する必要がある。
2-8	市刊行物における表現の配慮	男女共同参画の視点から、市の刊行物の表現を点検する。	<ul style="list-style-type: none"> 印刷業者への業務委託仕様書に男女共同参画の視点に基づく表現への配慮を明記した。 各種刊行物の発行に当たり、性別に偏った表現やイラスト、性差による不適切な表現がないか、課内において複数の職員による点検を実施した。 SNS発信時に、AIによる診断等を活用し、適切な表現であるかを確認した。 課内決裁時等、日常業務の中で男女共同参画の視点から点検を行うこととしている。 固定的な性別役割分担意識を助長させるような表現やイラストを用いることのないよう配慮した。 課内人権研修において、差別につながる表現や男女共同参画・多様な性の視点に関する研修を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画の視点を常に更新し、研修等により研鑽を積む必要がある。 発出する文書及び印刷物の内容について、常に確認し精査することを要する。 人権に関するテーマは多岐にわたるため、毎年男女共同参画をテーマとする研修を実施できるとは限らないが、テーマ設定に偏りが生じないよう工夫していく必要がある。 研修の場のみならず、市民との協議の中でも常に人権意識を高めることが重要である。 防災における男女共同参画の視点にも配慮しつつ、表現の点検を行う必要がある。
2-10	市職員研修	年間計画の中で男女共同参画に関する部課内研修や派遣研修を行うことにより、職員の人権意識の高揚やジェンダーに敏感な視点を養う。	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画をテーマとした課内人権研修を実施し、多様な性の視点を養った。 外国籍の方の人権、インターネットと人権等、マイノリティに関するテーマを通じて、ジェンダーについて考える機会を設けた。 近隣自治体主催の女性活躍研修会に参加し、見識を高めた。 管理職員を対象としたイクボス研修会を開催した。 災害時の避難所にかかる研修を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 課内人権研修においては全庁共通テーマが設定される関係上、毎年度男女共同参画を盛り込めるとは限らない。 男女共同参画の視点は常に研鑽を要するものであり、継続的な研修参加と業務への反映が重要である。 人権研修の自由テーマ選択に当たっては、男女共同参画やあらゆる人権を幅広く取り扱えるよう、テーマ設定の工夫が求められる。 職場環境においても、男女が共同して事業に取り組む環境整備を引き続き進める必要がある。 研修の場のみならず、市民との協議を通じて常に人権意識を高めることが必要である。
4-15	公文書等への性別欄表記の見直し	多様な性を尊重するため、必ずしも性別記載が必要でない公文書等の見直しを行う。	<ul style="list-style-type: none"> 申請書及び届出書等の作成時に、性別記載の必要性を意識して点検し、必要でない記載欄は廃止した。 公文書等の更新時に、各事業担当者を中心に順次見直しを行った。 市民向け事業の申込受付時には、性別を問わない様式としている。 アンケート調査等において、男女比較が調査上必要かを確認し、不要なものについては性別項目を削除した。 	<ul style="list-style-type: none"> 法律等で性別記載が定められている場合及び国等の調査において様式が定められているものについては、市単独で性別欄を削除することができない。 男女別統計が取れなくなること、システムに必要入力欄があること等を考慮し、見直しには慎重な検討を要する。 申請書類は多種多様であるため、引き続き日々の事務の中で点検し、不要な性別表記があれば見直ししていく必要がある。 新たな公文書等の記載については、性別欄表記の必要性をその都度検討する。

令和7年度 男女共同参画推進にかかる事業調査結果(全部署及び関係する全部署関係)

施策番号	事業名	事業概要	実施結果 (具体的な数値を記入)	課題点・問題点
6-23	超過勤務の縮減	労働時間の短縮により仕事と家庭の両立支援を図り、健康で豊かな生活を送るワーク・ライフ・バランスが実現した社会をめざす。 ・幹部職員が率先した定時退庁 ・超過勤務時間の縮減のための意識啓発等 ・ノー残業デーの実施、強化 ・業務改善	・朝礼・終礼における声かけ、所属長及び係長による率先した定時退庁、進捗管理の呼びかけを行った。 ・ノー残業デーの完全実施、独自のノー残業デーの設定、20時退庁の励行に取り組んだ。 ・業務遂行状況を確認し、担当を超えて業務分担を適宜変更する等、効率的な事務執行に努めた。 ・課内人権研修を勤務時間内に複数回実施し、超過勤務が発生しない研修運営を行った。 ・部分休業申請職員及びフレックスタイム勤務職員の柔軟な勤務体制を整えた。 ・「毎月11日は家族だんらんの日」の啓発に取り組んだ。 ・管理監督職が業務内容を把握し優先順位を見極めることにより、残業時間の短縮を図った。	・ノー残業デーにおける定時退庁は定着しているものの、業務量の増加により全体の超過勤務削減が困難な場合がある。人員増の検討又は業務量の削減が課題である。 ・災害発生時及び日曜・祝日開場の対応、夜間まで開館している施設においては、超過勤務の削減や早期退庁日の設定が困難である。 ・突発的な勤務がある職場では急な出勤を伴うため、計画的な業務遂行と意識改革を要する。業務が偏らないよう、実態把握と対策が求められる。 ・個々の職員の業務状況を把握し、業務繁忙期には係又は課全体でサポートする体制を要する。 ・勤務形態及び組織の見直し等、全庁的な取り組みも必要である。
6-23	次世代育成支援対策特定事業主行動計画の推進	・次世代育成支援に係る啓発資料の作成、配布 ・育児休業等の取得促進、取得後の円滑な職場復帰の支援 ・男性職員による積極的な制度の活用 ・代替要員の確保 ・家庭・男女の役割についての意識啓発 ・超過勤務の縮減 ・休暇の取得促進 ・子育てを行う女性職員の活躍推進に向けた取組(女性職員を対象とした組、管理職等を対象とした取組)	・育児休業任期付採用職員及び会計年度任用職員の採用により、育児休業を取得しやすい環境を整備した。 ・育児休業からの復帰前に所属職員との面談機会を設け、職場復帰への不安軽減に努めた。 ・男性職員の育児休業取得実績があった。 ・長期育児休業を取得した男性職員の活躍推進として、現場復帰研修を実施した。 ・課長級以上の幹部職員によるイクボス宣言を実施した。 ・指定年休制度により、職員は5日以上の有給休暇を取得した。子の看護休暇等、子育てに関する休暇が取りやすい職場づくりに努めた。 ・「毎月11日は家族だんらんの日」として職場で啓発活動を実施し、ノー残業デーの設定等、家族だんらんを推進した。 ・子どもが生まれた職員(男性職員を含む)に対し、育児休業制度の説明及び取得への助言を行った。	・育児休業中の業務体制を維持するため、任期付採用職員の定期的な採用を継続する必要がある。 ・個々の職員の業務及び休暇取得状況を把握し、積極的な休暇取得を促す必要がある。 ・災害等、一時的な業務増加時には、休暇が取りにくくなる場合がある。 ・育児のための部分休業を申請しつつ超過勤務をする職員もあり、勤務形態及び組織の見直し等、全庁的な取り組みを要する。 ・業務遂行上必要な最低人員の確保が課題である。 ・事務分担及び課内協力体制を整え、育児休業を取得しやすくする必要が有る。
7-27	審議会等への女性委員の登用	行政委員会、審議会等市長の付属機関、その他の協議会への積極的な女性の登用。	・各種審議会等において女性委員の登用の実施を図った。一部の審議会等では40%以上の高い登用率を達成した一方、専門資格を要する審査委員会等の審議会では低い登用率(一部0%)にとどまった。 ・市民公募により、女性委員の就任実績があった。 ・審議会の委員構成に当たっては、選出元(関係機関等)に対し、男女共同参画の趣旨を伝え、女性委員の推薦を依頼した。	・各所属団体・関係機関の代表で構成される会議においては、団体推薦が男性中心となり、結果的に男性比率が高くなりやすい傾向がある。 ・専門資格(司法書士、土地家屋調査士、税理士等)を要する委員会においては、経歴・専門性を重視するため候補者が限定され、性別に配慮した選考が困難である。 ・委員は任期満了時に前任委員の推薦により選定されることが多く、女性に限定した任用は困難な場合がある。 ・団体への推薦依頼の際、男女共同参画の視点を含めて推薦するよう依頼する等、引き続き工夫を要する。 ・委員会の構成人員が少なく、女性職員数も少ないため登用が困難な部分もあるが、積極的に取り組む必要がある。 ・性別のみにとらわれず、多様な意見を活かすための候補者選定が求められる。
7-27	各種計画、方針決定等への市民意見の反映	パブリックコメント等を用い、計画立案時や意思決定時に、市民の意見を反映できる手法の確立。	・各種計画策定時にパブリックコメントを実施し、市民意見の反映に努めた。 ・市民会議のオンラインプラットフォームを活用し、多数の意見を収集した。 ・市民アンケートの実施及び委員の市民公募により、市民の声を広く聴取できる体制を整えた。 ・パブリック・コメント手続きに関する要綱に基づき、各種計画等への市民意見の反映を行った。	

令和7年度 男女共同参画推進にかかる事業調査結果(全部署及び関係する全部署関係)

施策番号	事業名	事業概要	実施結果 (具体的な数値を記入)	課題点・問題点
7-28	市幹部職員への女性登用	<ul style="list-style-type: none"> ・女性が働きやすい環境を整備し、女性の管理職登用を積極的に進め、女性管理職比率の維持・向上を図る。(女性職員比率33%) ・女性職員に対する多様なロールモデル(模範となる職員)、キャリアパス(目標となる職位や職務に就くために必要な一連の業務経験やステップ・配置異動などのルール)の紹介や女性同士のネットワークの構築を進める取組並びに本市キャリアアップサポート(人事考課制度)の効果的活用により、女性が昇進意欲を持てるよう支援するとともにマネジメント力の向上に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性が働きやすい職場環境を整備するとともに、積極的な管理職登用を実施した。 ・人事考課制度の効果的活用により、女性が昇進意欲を持てるよう支援し、マネジメント力の向上に努めた。 ・女性管理職が研修教育機関で研修を受け、スキルアップを図った。 ・性別によらず、各自が思い描くキャリアを積めるよう、キャリアアップサポートの適正な活用及び各種研修の均等な受講により、誰もが意欲を持って働ける職場環境の整備に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性職員の昇進意欲及びマネジメント力の向上支援に引き続き取り組み、性別に関わらず応募しやすい職員採用を目指す必要がある。 ・女性がキャリアアップを希望する機運を醸成するため、ロールモデルとなる職員の登用・活躍が必要。 ・候補対象となる女性職員の退職が相次ぐ中で、ポジティブな印象を与えることが困難な状況がある。 ・女性の視点からの防災対応ができる環境整備が求められる。 ・人権研修の受講等を通じて、一人ひとりが男女共同参画の理解を深め、誰もが働きやすい職場環境づくりに努めるとともに、ワーク・ライフ・バランスに即した対応を要する。
7-28	女性の職域拡大、職務分担の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・職務分担や職場習慣において、性別による偏りがなく、偏りが職場慣行として定着していないかを点検し、必要に応じ見直しを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務分担表の点検時に性別による偏りがなく確認し、現時点で問題はなかった。 ・課内・係内会議等において点検し、必要に応じ見直しを行っている。 ・職務分担については本人の要望を踏まえ、男女問わず能力及び適性に合った業務配置を行うとともに、子育てをしながらでも業務を継続できる職場環境を整えた。 ・労働基準法を遵守しつつ、業務内容を適切に配分した。 ・性別によらず、各自が思い描くキャリアを積めるよう、キャリアアップサポートの適正な活用及び各種研修の均等な受講により、誰もが意欲を持って働ける職場環境の整備に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の視点を持ち、偏りがあれば随時見直しを行い、継続実施していく必要がある。 ・男女問わず、個々の事情も考慮した対応が求められる。 ・男女共同参画について、高いレベルの人権感覚を保持するため、継続的な研修を要する。 ・引き続き、職員の能力を最大限に活かせる職場づくりを推進するとともに、各制度の適正な活用及び職員への説明により、男女の区別なく意欲を持って働ける職場環境の整備に引き続き努める。

令和7年度はばたきプラン2021事業調査票

〔評価：A…予定どおりに実施できた。B…概ね予定どおりに実施できた。C…課題や問題により予定どおりに実施できなかった。〕

〔「-」…やむを得ず（天候等）実施できず評価できないもの〕

施策番号	事業名	事業概要	実施結果 (具体的な数値を記入)	課題点・問題点	評価 A B C	担当課
1-1	DV被害者等相談事業	女性相談支援員及び職員の相談対応のスキルを向上させ、DV被害者等の救済と適切な支援の入り口となるDV相談等を行う。	常時相談として、女性相談支援員及び職員が相談に応じ、必要な機関と連携するなど相談者に対して適切な支援をすることができた。相談人数（実人数）は97人、相談件数は161件であった。	相談内容が複雑化・多様化する中、常に相談対応のスキルアップが必要であり、そのための研修を繰り返し行うことが重要である。	A	人権推進室
1-1	DV防止啓発事業	11月の「女性に対する暴力をなくす運動期間」にあわせ、DVの実態や被害者へのサポート等に関する講座を実施し、啓発を行う。	・女性団体と協働で、市内の商業施設において街頭啓発を実施した。 ・DVに関する基礎知識や被害者支援に関するセミナーの開催や、懸垂幕を作成しDV防止の啓発に努めた。	市民団体と連携した啓発活動ができたが、セミナーについてはより多くの市民が参加できるように、広報を工夫する必要がある。	A	人権推進室
1-1	相談窓口の周知事業	女子トイレや窓口だけでなく、各施設で手に取りやすい場所に「DV相談支援カード」を設置する。	「全部署及び関係する全部署関係」に記載のとおり			関係する部署
1-2	学校における人権教育	各校の人権教育推進計画に基づいて、対等な人間関係の大切さや、子どもを暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための学習に取り組む。 子どもが相談できる窓口の広報・周知や関係機関との連携を図り、子どものSOSを見逃さない体制づくりを推進する。	いじめをはじめ、対等な人間関係の大切さや、子どもを暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための学習にすべての学校（23校）で取り組んだ。ふくちやまCAPIによる「子どもが自分の心と体を守る暴力防止のための予防教育事業」として子どもCAPワークショップを2小学校4学級において実施した。	地域や関係機関との連携をさらに図り、子どものSOSを見逃さない体制を整備していく。子どもCAPワークショップを多くの小学校で実施できるように、今年度の成果を周知していくとともに、ワークショップ形式以外の実施方法も取り入れて、子ども自身が、子どもの権利について学ぶ機会を増やす。	B	学校教育課
1-2	デートDV防止ワークショップ	市内中学校、高等学校と連携しデートDV防止に向けた学習機会を提供する。	高等学校2校、中丹支援学校、職員研修で実施し、延べ602人の参加を得た。	実施される学校が固定化しているため、未実施の学校に対し積極的な広報、周知が必要である。	A	人権推進室
1-3	子ども安全対策事業	子どもたちの防犯、暴力からの安全確保のために、防犯ブザーの配布、安全教育、様々な周知啓発を行う。また、地域の見守り隊と連携し、登下校の安全対策を推進する。	京都府防災・防犯情報メールの登録を推進した。すべての小学校新1年生619人に防犯ブザーを配布。子ども安全セミナー155名受講。見守り隊と連携した登下校の安全確保に努めた。	見守り隊の高齢化や減少によって、子どもたちの見守り活動が十分にできていない地域があるため、後継者作りが必要である。また、学校統合によりスクールバス通学をする子どもの見守り形態も工夫が必要である。	B	学校教育課
1-3 1-5	女性のための相談事業	女性が抱える様々な悩みについて、女性問題専門のカウンセラーが相談を受ける。	女性相談を年22回（1回3枠、全66枠実施する計画としていたが、雪警報のため1回中止とし、21回全63枠の実施となった。相談人数（実人数）は26人、相談件数は30件であった。誰もが相談しやすいようWEBで予約可能とした。	女性相談の利用率は5割弱になっており、相談が必要な人が相談できるよう周知に努める必要がある。	A	人権推進室
1-4	女性相談・DV相談の周知	多くの市民が訪れる市民課の窓口に「市女性相談のお知らせ」及び「DV相談支援カード」を置き、相談窓口の周知と啓発に努める。	実施している。		A	市民課
1-4	DV被害者住民基本台帳事務支援措置	DV被害者を加害者から守るため、転入・転出・転居等住民登録の手続きの際に、被害者からの申し出により、「要注意情報」を登録し、住民票等の請求について配慮するとともに、庁内の関係機関と連携をとり、DV被害者の保護に努める。	基幹系システム上で申出者の住民登録地を、職員も分からないようにしている。 本市住民登録の支援措置申出者：41世帯・75人（令和8年3月末時点）		A	市民課
1-4	市営住宅入居募集	DV被害者への市営住宅の目的外使用や母子家庭への市営住宅の優先枠の確保を行う。	DV被害者のための空家の確保を行った。（利用実績なし） 市営住宅入居募集において母子家庭等の収入要件の緩和を行った。	DV被害者が住宅使用をする場合に、プライバシー確保について注意を要する。	B	建築住宅課
1-4	母子生活支援事業	DV被害者の母子自立支援施設への入所により母子の心身の安全を確保し、自立に向けた支援に結びつける。	5世帯（母5 子9）の施設入所があった。DV、児童虐待の背景に隠れている母親の養育力等複数の課題があるケースが入所することで、母子の心身の安全確保、自立に向けた支援に繋がっている。	児童虐待の背景に隠れている母親の養育力等複数の課題があるケースが入所せざるを得ない現状もあり、その場合自立・退所に繋がりにくく長期入所となるケースもある。	A	こども家庭部
1-4	DV被害者支援事業	被害者の国民健康保険加入についての支援	相談があった際に、個別に対応している。	課内における連携、また他課との連携をとり慎重に対応する必要がある。	A	保険年金課

施策番号	事業名	事業概要	実施結果 (具体的な数値を記入)	課題点・問題点	評価	担当課
					A B C	
1-4	DV被害者支援事業	被害者の住居を確保するとともに経済的な支援を行う。	令和7年度は、DV被害者からの相談はなかったが、離婚等により生活困窮となった世帯に対し、相談や経済的支援を行った。	DV被害者から相談があれば、経済的支援の必要性を検討し、速やかに対応していく。	A	社会福祉課
1-4	DV被害者支援事業	・被害者の子どもの予防接種、乳幼児健診、健康相談、被害者(母親)の心身の健康管理 ・被害者の就園支援	定期予防接種・乳幼児健診・健康相談・就園支援等について、保護者の希望を確認し了解を得たうえで、予防接種や健診受診ができるよう支援をしている。 ※乳幼児健診受け入れ1世帯2件 ※予防接種・就園調整：0件 ※相談対応については、要対協管理ケース(面前DV)として、相談・訪問等の対応をしている。	DVケースに関連する各関係機関の情報連携や役割分担等について、常に協議しながら進めていく必要がある。(支援方針等に温度差あり)	A	こども家庭部
1-4	DV被害者支援事業	被害者の就学支援	関係課と連携し、情報共有を行いつつ対応した。	相談者の状況が複雑なため、その都度関係課との情報共有や対応についての十分な検討が必要である。	A	学校教育課
1-4	DV被害者支援事業	被害者の発見と相談	院内で虐待防止委員会を設置し、年5回開催し、事例を共有している。 今年度把握している件数：9件	早期発見と相談に努めていく。	A	市民病院
1-5	市民相談事業	市政に対する要望や苦情、日常の困りごとに対して、相談員を配置して応じるとともに、定期的に弁護士や司法書士等による専門相談を開催。	窓口相談件数 362件中 女性 176件 弁護士相談件数 116件中 女性 62件 司法書士相談 113件中 女性 53件	今後とも、男女の区別なく相談を受け付け、女性相談が必要な場合は遅滞なく男女共同参画推進係に引き継ぐ。	A	市民課
1-5	家庭児童相談事業	子育てをはじめとする様々な悩みについて、相談員が常時相談を受ける。	こども家庭部内での連携強化により、家庭児童相談室単独での相談から子育て総合相談窓口(こども家庭センター)全体で相談を受け、関係機関と連携しながら子どもが安全に安心して育てられる子育て支援と育児環境の整備に努めている。よって、家庭児童相談事業という括りでの事業はなく、要保護児童対策地域協議会の中での支援として実施している。	引続き、関係機関と連携を取り、必要な対象者へ支援を行う。	A	こども家庭部
1-5	女性弁護士による女性法律相談	複雑多様化する女性相談の内容に対応するため、女性弁護士が法律の側面から専門的な情報を提供し、問題の早期解決を図る。	女性法律相談は、年8回実施(1回4枠全32枠)しており、相談件数は24件(1人1回)であった。誰もが相談しやすいようWEVで予約可能とした。	女性法律相談の利用率は8割近くになっており、利用者が増加している中、枠を増加するなど対応を検討する必要がある。	A	人権推進室
1-5	人権相談(随時)	広く人権にかかる相談の場として実施。	年間23件の相談を受ける。(うち女性からの相談10件)	人権相談を実施した。	A	人権推進室
1-5 3-13	男性相談	様々な要因で植えつけられた性別役割分担意識によって、家庭や職場での人間関係等に悩む男性を対象に男性臨床心理士による相談を実施する。	男性相談は、年4回(1回3枠、全12枠)電話だけでなく対面相談も可能とした。また、WEBでの予約も可能とした。	チラシの配布先等の工夫や相談時間の変更等相談者が相談できる対応を検討する必要がある。	B	人権推進室
1-5	人権相談・心配ごと相談	広く人権にかかる相談の場として、福知山人権擁護委員協議会が実施している特設人権相談・心配ごと相談の支援。	年間52回の特設相談を開催し、20件の相談を受けた。	計画どおり特設相談を実施することができた。	A	人権推進室
1-5	障害者相談員相談事業	日常生活に著しい制限を受けている在宅の障害のある人のために、身体障害者相談員が定期的な相談日を設け、福祉相談等を行うことにより、障害者の日常生活の向上を図る。	委嘱した障害者相談員による相談を毎月1回開催。また、電話や面接による相談を随時行うことで、障害のある人の日常生活の支援につながった。その他、交流会も実施。	当事者に相談員として活動していただいております。性別により参画が左右される事業ではないが、委託団体が実施される人権研修などで、男女共同参画に関する理解を深めていただくことも必要。	A	障害者福祉課
1-5	京都府関係機関との連携	警察、中丹西保健所、京都府北部家庭支援センター、などと連携をとりながら相談支援活動を行う。	関係機関や庁内関係部署との連携会議を月1回開催。また必要であれば個別ケース会議を設けるなど各所と連携を取りながら支援を実施した。	支援者の状況に応じ、連携会議に参加していない部署や機関との連携も必要となる。支援が円滑に進むよう努める。	A	人権推進室
2-6 2-8 3-12 5-17 5-21	はばたきセミナー	年3回の講座を開催。講座内容は、固定的な性別役割分担意識、DV、女性活躍推進等の男女共同参画社会の実現に向けたテーマを設定して実施する。	年3回実施した。内容は①未来とDEI(多様性・公平・社会的包摂)について②DVの基礎知識について③災害のための備えについて。参加者は延べ153人。	年齢層や性別を問わず多くの市民に参加してもらえるよう、テーマ設定や、開催日時、広報手段などの工夫が必要である。	A	人権推進室
2-7	広報ふくちやま発行事業	暮らしに役立つ広報誌として市政情報などを掲載した「広報ふくちやま」を毎月1回発行し、市内全世帯に配布する。啓発記事「シリーズ人権」に男女共同参画社会の実現に向けた具体的な取組を紹介することで住民の意識を高める。	男女共同参画社会の実現に向けて、引き続き広報ふくちやま、ホームページを活用し、市内外に情報発信を行う。	関連記事は「シリーズ人権」に限定せず、必要に応じて掲載する。	A	秘書広報課
2-7	ホームページ運営事業	最新の市政情報を市民や市外へ情報発信する。		充実した内容の情報発信ができるよう各課との連携が重要である。	A	秘書広報課

施策番号	事業名	事業概要	実施結果 (具体的な数値を記入)	課題点・問題点	評価	担当課
					A B C	
2-8	共に幸せを生きるまちづくり人権講座	あらゆる人権問題の解決に向け、地域での実践に結びつけるため、地域公民館や学校との連携により人権講座を実施。	地域公民館、学校でさまざまな人権問題をテーマとした人権講演会を実施した。(令和7年度は、人権講座33回、延べ2,086名参加)	地域の実情に応じてさまざまな人権問題をテーマに設定しているが、男女共同参画の推進をテーマとした講座の実施についても定期的に行えるよう地域公民館等との連携を図る。	A	人権推進室
2-8 2-10	差別を許さない人材育成(STAR事業)	21世紀を担う全ての子どもたちが、一人ひとりの人権を大切に、あらゆる差別を許さない子どもに成長することを願い、子どもたちを育成する。	ヒューマンフェスタ、人権文化体験研修、会員研修(子どもワークショップ、大人会員研修)の実施や「ピースフォーラム in 福知山」への参加等を行った。	主体的な取り組みや交流による仲間づくりができるよう、今後もさまざまな事業を計画実施し、活動の輪を広げていけるよう検討していく。	A	人権推進室
2-8	男女共同参画年次報告書作成	男女共同参画の推進等に関する市施策の実施状況と効果等について報告書を作成し、公表する。	報告書を作成し、公開した。	作成を継続し、男女共同参画の推進、啓発に努める。	A	人権推進室
2-8	広報ふくちやま	シリーズ人権等に掲載。掲載内容は市民意識調査に基づいた男女平等について、DVについて、講演会や相談のお知らせなど。	女性に対する暴力をなくす運動期間(パープルリボンプロジェクト)に関する記事と、併せて相談窓口について掲載した。	今後も啓発の一環として、広報ふくちやまを活用する。	B	人権推進室
2-8	人権ふれあいセンターにおける啓発事業	女性問題、男女共同参画に関する内容で市民啓発として講演会を実施。また、各施設だよりの中で、個人として能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を図る内容の啓発文を掲載する。	はばたきセミナー等の広報啓発を行った。	今後も、男女共同参画推進をテーマにした啓発文や事業のお知らせ等を掲載し、情報提供を図る。	A	人権推進室
2-8	児童館における啓発事業	女性問題、男女共同参画に関する内容で市民啓発として講演会を実施。また、各施設だよりの中で、個人として能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を図る内容の啓発文を掲載する。	やんちゃフェスタを企画。中学生のスタッフによる参加や活動発表などで実践的に啓発に取り組んだ。人権学習コーナーを設け、保護者にも学習に触れられるようにした。また、各児童館・児童センターだよりの中で、個人として能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を図る内容の啓発を行っている。	児童館であるため、親を対象にした研修の企画は少ない。児童に対しては引き続き啓発を続けていく。	A	こども家庭部
2-8	教育集会所における啓発事業	女性問題、男女共同参画に関する内容で市民啓発として講演会を実施。また、各施設だよりの中で、個人として能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を図る内容の啓発文を掲載する。	男女共同参画週間等に合わせて、様々な女性の人権問題について、啓発文や事業の案内を掲載した。	今後も、男女共同参画推進をテーマにした啓発文や事業のお知らせ等を掲載し、情報提供を図る。	A	人権推進室
2-8	高齢者教室	人権ふれあいセンター、教育集会所で実施する高齢者教室で、全ての人々が性別による差別を受けない男女共同参画社会の推進を図る学習を推進するとともに、健康づくり効果、生きがい対策事業を実施し、高齢者の積極的な社会参加の促進を図る。	男女共同参画週間等に合わせて、様々な女性の人権問題について啓発文を掲載した。	男女共同参画推進をテーマにした啓発文や事業のお知らせ等を掲載し、周知を図る。	B	人権推進室
2-8	地区公民館巡回講座	・地域公民館や自治会で自主的に取組まれる人権学習に職員が出向き、啓発DVD等を活用した講座を実施。 ・DVDの選定にあたり、固定的な性別役割分担意識の解消に向けたテーマのものも候補とする。	DVD視聴の他、人権講演会等で富雄に幸せを生きるまちづくりを進めるための講座を地区公民館主体で実施できた。(年間43回巡回講座を実施し、延べ1,437名の参加)	地区公民館の主体的な活動として実施されているため、男女共同参画だけをテーマに講座を開催していただくことが困難ではあるが、今後も継続した啓発が行えるよう呼びかける。	A	人権推進室
2-9	幼稚園教育	園児が園生活の中でこれまでの男女の固定的な性別役割分担意識概念にとらわれることなく、自分らしさとお互いを大切にする意識を自然に学び、認識できるような指導内容での教育を行う。また、保護者と関わる中で、家庭における固定的な性別役割分担意識の解消への啓発を行う。	・男女のグループに分ける、男女で役割を分担するなどといったことがないように日常生活、指導の中で男女を性差で区別しない。また、「男の子」「女の子」という男女の差を強調するような言葉を使わない。 ・「お父さん」「お母さん」という言葉で家事分担意識が定着することのないように、園児・保護者両方に対して「おうちの人」「保護者」という呼び方をする。	・幼児期に培われる様々な知識・理解はその後の認識や人間性に大きく影響を与えていくものであることを鑑み、幼児同士が互いに相手を性差によって判断することのないよう、また、多様な人々に対して区別や分け隔てのない関わりをもつことができるよう丁寧な指導や援助をしていくことが引き続きの課題である。	A	こども家庭部
2-9	学校における人権教育	男女共同参画について、各校の人権教育推進計画に基づいて行う。各教科・人権学習の中で男女共同参画について正しい知識と実践力を培う学習を実施する。	男女平等・共同参画について、社会科や道徳を中心とした各教科での学習を、すべての学校(23校)で進めることができた。 人権学習の中で、女性の人権問題について15校で実施することができた。	人権学習の中で、性の多様性に関わる学習が増えてきているものの、男女共同参画に関する学習を十分に取り上げることができていない。各教科での学習を充実させるとともに、教職員の人権意識を高揚させ、日常の学校生活においてジェンダー平等や男女共同参画の視点で指導や学級経営等に引き続き取り組む必要がある。	B	学校教育課

施策番号	事業名	事業概要	実施結果 (具体的な数値を記入)	課題点・問題点	評価	担当課
					A B C	
2-10	市職員研修	年間計画の中で男女共同参画に関する部課内研修や派遣研修を行うことにより、職員の人権意識の高揚やジェンダーに敏感な視点を養う。	部内・課内人権研修において、男女共同参画における研修の実施や、講演会等へ参加をした。		A	職員課
2-10	幼稚園職員研修	男女共同参画や人権に関する職員研修を課内研修として各園または複数園共同で行うことにより、職員の人権意識の向上やジェンダーに敏感な視点を養う。	・年間数回実施する課内人権研修において様々な人権問題を取り上げる中のうち1回、ジェンダーフリーに関するテーマを取り上げた。幼稚園教育の実践内容について、及び自身の日常生活の中における現状や課題について学び合った。	・教職員は園児に対して模範とならなければならないため、常に、自身の人権意識の高揚と正しい知識を身につけるための自己研鑽に努めなければならない。	A	こども家庭部
2-10	教職員研修	男女共同参画に関する校内研修や派遣研修を行うことにより、職員の人権意識の高揚やジェンダーに敏感な視点を養う。	人権教育主任会議で男女共同参画について取り上げ、職員の人権意識の高揚をはかることができた。	担当指導主事による計画的な研修を継続していく。	B	学校教育課
2-10	学校用務員研修	男女共同参画や人権に関する研修を行い、職務とのかかわりを通して、人権意識の高揚やジェンダーに敏感な視点を養う。	8月20日と8月21日の2日間、学校用務員を対象とした人権研修会を実施した。学校教育課及び人権推進室の職員を講師として招き、2日間で約5時間実施し、延べ81人が受講した。		A	教育総務課
2-10	消防団員研修	男女共同参画の視点から、家庭や職場における役割分担意識の解消に向け、男女の別なく子育てや家事への参画を促進するため、消防職員・消防団員への啓発を行う。	4月実施の幹部研修会において、人権研修を行い、消防団幹部194名が受講した。	消防団員に幅広い人権感覚を身につけていただくために、今後も毎年4月に実施する幹部研修会において、人権研修を実施する。	A	消防本部総務課
2-10	保育園職員研修	保育の質を担保する保育園職員の人権研修会の開催。公立・民間保育園の保育士が京都府や保育協会が実施する研修に参加し、子どもや家庭の支援に関する研修を受講し、人権尊重を保育の基盤とする。	福知山市保育協会主催の人権研修会「すべては環境～こどもを変えずにおとなと環境を変えること～」を実施し、公立・民間保育所等の職員303名が参加した。	人権意識を考える機会を計画的に設けるなど、各々が日々の業務の中で感じたことをより気兼ねなく共有できる関係作りの構築に努める。	A	こども家庭部
2-10	差別を許さない人材育成基本計画	各地区で計画実行されている人材育成計画に男女共同参画の視点を徹底する取り組みの実施。	各地区で作成の地区別推進計画に基づき、差別を許さない人材育成に取り組んでいる。令和7年度は各地区にそれぞれ2回ヒアリングを実施し連携を図り実態把握を行った。	今後も定期的なヒアリングを実施するとともに、積極的に男女共同参画の視点を差別を許さない人材育成に取り込むよう、各人権推進施設等と連携を図る。	B	人権推進室
2-10	差別を許さない人材育成基本計画	各地区で計画実行されている人材育成計画に男女共同参画の視点を徹底する取り組みの実施。	「やんちゃフェスタ」での子どもの発表や、児童館での取り組みにおける活動・人権学習の参加等により、仲間意識を高めるとともに差別を許さない人材リーダーの育成にもつながっている。 また、児童館・人権推進室・教育委員会・こども家庭部・自治会・小学校・中学校・高校等と連携して人材育成に取り組んでいる。	更に事業内容において工夫し、関係各団体等と連携しながら人材育成につなげていく。	A	こども家庭部
2-10	差別を許さない人材育成基本計画	各地区で計画実行されている人材育成計画に男女共同参画の視点を徹底する取り組みの実施。	人権に関わる研修を行い、職務との関わりを通して、人権意識の高揚やジェンダーに敏感な視点を養った。		A	教育総務課
2-10	差別を許さない人材育成基本計画	各地区で計画実行されている人材育成計画に男女共同参画の視点を徹底する取り組みの実施。	あらゆる人権問題の早期解決を目指す人材を育成することを目指し、高校生、大学生等を対象とした人権学習会を開催し、3名の参加があった。 小学校を対象とした公立大学生による学習支援の取組を4校で実施することができた。	人材育成の推進のため、学習会への参加を高等学校や公立大学と連携しながら進め、意見交換による人材交流を促進する。 小学校、公立大と連携をし、より効果的な支援となるよう工夫していく。	B	学校教育課
2-10	差別を許さない人材育成基本計画	各地区で計画実行されている人材育成計画に男女共同参画の視点を徹底する取り組みの実施。	各地区公民館、児童クラブ、連合婦人会等において男女共同参画や人権に関する研修を行い、職務とのかかわりを通して、人権意識の高揚やジェンダーに敏感な視点を養う。	日々の生活を通じて、人権意識を考える機会を定期的にもつ事が大事である。	A	生涯学習課
2-10	男女共同参画人材育成事業	教育現場および市職員の男女共同参画推進に資する人材育成の実施。	各種セミナーについて、市職員に向けて参加を呼びかけた。	多くの職員が参加できるよう、曜日や時間帯、オンラインの活用等、工夫が必要である。	A	人権推進室
2-11	市民意識調査の実施	市民対象の人権意識調査を実施するなかで、男女共同参画の意識も調査する。	実施年度ではないため、実施していない。		-	人権推進室
2-11	男女共同参画に関する市民意識調査の実施	市民対象に男女共同参画に関する意識調査を実施する。	実施年度ではないため、実施していない。		-	人権推進室

施策番号	事業名	事業概要	実施結果 (具体的な数値を記入)	課題点・問題点	評価	担当課
					A B C	
3-13	女性のライフスタイル支援事業	①妊婦健診を公費負担で実施 ②妊娠中の歯科健診を公費で1回実施 ③助産師・保健師等の妊婦・産婦・新生児・乳児に対する指導や育児支援として訪問指導実施 ④⑤子宮がん・乳がん(マンモグラフィ単独検診)の実施。検診受診率が低く、これまで受診されなかった人にもがん検診の重要性等について理解を促進し、今後の継続的な受診を促すため国の補助を受け、働く女性支援のためのがん検診推進事業(子宮頸がん検診(20歳)、乳がん検診(40歳)の受診啓発と検診費用の無料クーポン券を個別送付し、受診勧奨。 ⑥子育て中の女性や更年期世代への健康教育を継続して実施。	①母子健康手帳交付者は497件。(うち多胎9件)。転入者への受診券交付者は35件(うち多胎0件) 受診券交付者実数は520件。府外受診者へは、償還払いで公費負担を実施。 ②妊婦歯科健診の対象者は520人で269人が受診し、受診率は51.7%とR6年度より1.5%減少した。 ③R6年度の訪問指導件数延 1,575件 ④⑤子宮がん検診1,404人、クーポン利用者31人	①妊婦健診の必要性を母子手帳発行時に説明し、定期的な受診を促している。 ②前年度に比べ受診率が減少した。受診率向上のため、妊娠期間における口腔ケアの重要性の啓発を継続する。 ③妊娠期から支援が必要な人には訪問対応し、その後の育児支援まで継続した関りが可能である。	A	健康医療課 こども家庭部
3-13	健康相談	人権ふれあいセンターにおいて定期的に健康相談を実施。	健康医療課と連携しての健康相談を計画・実施した。 また、施設職員による相談も受け付けた。		A	人権推進室
3-13	生涯スポーツの推進	多様化するニーズに対応した、スポーツ機会の提供や、より使いやすいスポーツ施設への整備によりスポーツ関与率の向上を図る。	スポーツ関与率 54.4% (前回調査時(2018)36%)	・スポーツ協会と連携し、市民ニーズに即したスポーツ振興施策の展開が必要である。 ・障害者スポーツの振興にも努め、障害者・健常者を問わず誰もがスポーツに親しむことのできる社会の実現をめざす。	A	文化・スポーツ振興室
4-14	はばたきセミナー	性的マイノリティへの理解促進に向けて、LGBTQ+をテーマとするセミナーの実施。	今年度は、実施していない。		-	人権推進室
4-14	学校における人権教育 教職員研修	各校の人権教育推進計画に基づいて、多様な性への理解を深めるため、各教科・人権学習の中で正しい知識と実践力を培う学習を実施する。 教職員が多様な性への理解を深め、適切な支援ができるよう、研修の充実を図る。	各校の人権教育推進計画に基づいて、多様な性への理解を深めるための教職員研修を9校で実施した。また、学校の人権学習において性の多様性に関する学習を17校で実施した。	各校での教職員研修の内容等を情報共有できる機会を作り、市内全体の教職員研修がより深まるように工夫する必要がある。多様な性への理解を深めるとともに、適切な支援について、具体的な方法を研修等で学んでいく必要がある。	B	学校教育課
4-15	パートナーシップ 制度の導入	同性パートナーの関係を公的に認め、生きづらさを軽減し、誰もが自分が生きる社会をめざし、パートナーシップ制度の導入を検討する。	令和4年度より、制度を開始した。 届出件数は1件。	1件の届出があったが、制度の周知を含めて、より当事者の方が利用しやすい制度となるよう検討が必要である。	A	人権推進室
4-16	性別にこだわらない相談	性別に関わらず、男性、女性、性的マイノリティの人も誰もが、心の悩みを相談できる窓口として開設し、性のあり方を正しく理解し、多様性を受け入れる社会づくりの一助とする。	年間5回実施(1回3枠、全15枠)した。相談件数は実1人、2件。 誰もが利用しやすいよう、WEB上での予約をした。 ※女性相談のうち、5回分を位置付けて実施した。	利用率は1割程度。誰でも相談が可能であることを含め、実施していることの周知も含め相談日程のチラシの配架先を工夫するなどの必要がある。	B	人権推進室
5-17	ファミリーサポートセンター事業	育児の援助を行いたい者及び育児の援助を受けたい者からなる相互援助活動として福知山市子育てファミリー・サポート・センターを設置し、安心して子育てができる環境づくりを行う。	活動実績1,175件、依頼会員542人、援助会員133人、内両方会員40人。 市が直営で運営することにより、子育て世代を包括的にアセスメントし、ニーズに沿ったサポートにつなげることができている。	平日の夕方以降や日曜日の預かりなどに対応できる援助会員が限られている。引き続き、市民を対象とした説明会を開催し、援助会員の増加を目指す。	A	こども家庭部
5-18	保育園	子育て支援策として、公立8園、民間20園(内こども園5園)、小規模保育所5園で運営。更に公立園のこども園化や民営化などを進め、保育の充実、持続可能な行財政運営等を図る。	入園児童数(令和8年3月1日時点) 公立: 297人 私立: 2,133人	保育士の確保が課題となっており、0歳から2歳まで児童が希望どおりに入園できない状況がある。令和8年度から開始のこども誰でも通園制度の実施と併せて、すべての子育て家庭に対し、支援を強化する必要がある。	A	こども家庭部
5-18	放課後児童クラブ	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後や学校休業日に見守りを行い、保護者の就労と子育ての両立を支援する。	全小学校区内: 15箇所運営。(直営: 12箇所、委託: 1箇所、補助: 2箇所) 令和7年度登録児童数: 1,683人(8月登録数)	支援員の安定的な確保、多様化する利用ニーズや配慮を要する児童の増加などに対応する支援員の質の向上など支援体制の構築が課題である。	A	生涯学習課
5-18	子育て交流・相談 支援対策事業	地域での子育てをサポートするため、あゆみ保育園(委託)、三和こども園、下夜久野保育園、げん鬼保育園(直営)に地域子育て支援センターを設置し、子育て相談、園庭開放事業を実施する。また、岡ノ三地域に地域子育て支援ひろば「すくすくひろば」を設置し、子育てに関する学習会、講座、情報誌の発行、子育て相談、子育て世代交流などの事業を実施する。	各施設にて、子育てに関する学習会、講座、子育て相談、子育て交流等を実施。 <利用者数> 三和子育て支援センター 601人 夜久野子育て支援センター 1,365人 大江子育て支援センター 1,514人 あゆみ保育園地域子育て支援センター 36人 すくすくひろば 9,727人 りとるハピネス 5,073人	各施設の利用のきっかけとなるようHPやSNS(Instagram)による魅力発信を充実させることができた。一方、SNSを利用しない方への発信に力を入れる必要もある。	A	こども家庭部

施策番号	事業名	事業概要	実施結果 (具体的な数値を記入)	課題点・問題点	評価	担当課
					A B C	
5-18	妊産婦にやさしい環境づくり	・「マタニティーマークチェーンホルダー」を妊婦に配布。 ・マタニティーマークを広報紙等に掲載し、市民への広報活動を推進。	出産後の調査結果では、マタニティーマークを利用した妊婦の割合は76.8%だった。マタニティーマークを知っている妊婦の割合は96.6%であった。	マタニティーマークの利用については、社会全体の理解と配慮が必要である。マークの利用により妊婦への配慮がすすんでいくような取り組みも必要である。	A	こども家庭部
5-18	妊婦と御家族の教室 ①赤ちゃんLABO ②MOKUYOKU教室 ③サンゴクエストin福知山 ④ハビくる栄養教室(旧パパママ教室)	男女共同参画の視点に立ち、男女で協力して妊娠、出産、育児に取り組めるよう、年間6回の教室を実施(うち、3回は土曜日に開催)。	現在の妊産婦にニーズ調査を行い、事業名に記載のある①～④の教室を廃止し、新たに下記の教室を計画実施した。 〈参加者数(いずれも延べ人数)〉 ①&ママ 51人 ②&パパ 87人 ③&ベビー 53人 ④パパ&ベビー 0人 合計人数 191人(妊婦105人・パートナー86人) 〈開催日数〉 ①②:それぞれ7回で参加希望が多かったため当初より教室回数を増加させた。(②は7回土曜日に開催) ③:5回 ④:産後の参加が難しいことを受けて廃止し、ニーズの高い①～③の教室へ変更した。	各教室の実施回数が少ないことで参加者が集中していること、1時間30分の実施時間に対して内容が濃いため、駆け足に感じる参加者がおられた。また、&ママ・&パパの内容が似ていることから、この2つを組み合わせた教室に変更し、各教室の実施頻度を増やして、参加者を分散させる。また、実施時間を2時間に増やして行う。今後も父親の育児参加支援や、子育て世代の人同士の地域でのつながりづくりが必要である。	A	こども家庭部
5-18	両親学級 デイ・マミプラザ	妊婦とその夫が妊娠初期から分娩、育児について主体的に問題解決できるよう参加型集団指導を行う。前期・後期の2回1クールで参加する。隔週水曜日、日曜日に予約制で実施する。	令和7年度も後期の方を対象として毎月第3水曜日・日曜日に開催した。前期については令和8年度検討する。また個別には助産師外来でフォローしている。	開催方法・内容を見直しながら実施する。里帰り分娩の方に対するフォローの方法の工夫が必要。	B	市民病院
5-18	子育て支援事業母子支援事業	救急入院や分娩入院で子どもの虐待を疑う事例があったときに面談と支援を行う。市こども家庭部、児童相談所と連携を行い、虐待リスクを早期に発見予防する。	虐待リスクのスクリーニング項目を作り育児不安の早期発見、早期介入により、育児不安・育児の孤立化による虐待を予防するための早期からの子育て支援と地域への継続をシステム化した。育児支援のため入院時にスクリーニングと支援方針をカンファレンス、満足のいく出産体験にする指導・相談、支援、地域への紹介を行った。 令和7年度の対応事例は11件。また特定妊婦を中心に支援が必要な妊婦の情報連携も行っている。11件。	近隣の産科医不足、分娩制限から、生活困窮者、精神疾患合併妊婦、妊婦健診未受診妊婦が他の市や他県からも来院するケースが増えている。生活困窮者や未受診ケースは複雑な家庭事情が多く、近隣の産科閉鎖に伴い当院の果たす役割は大きくなっていると考える。今後、支援が必要な人を早期発見するために当院がリーダーシップを取り地域との連携を図っていきたい。	B	市民病院
5-18	院内助産院	妊娠から出産、産褥を特定の助産師が継続して担当し、安全で満足度の高い出産に繋げていく。リスクが高い場合は医師コースへ移行することも可能であり、緊急時は産科医、小児科医が24時間体制で対応する。	平成20年5月に妊婦健診よりスタートした。コロナにより立ち会い分娩を行っていないことから院内助産院も実施していなかったが、令和5年6月から立ち会い分娩を再開したことにより、今後、様々な対策をふまえて見直しが必要な状況である。令和7年度は問い合わせが3件ほどあったが、院内助産院の対象ではなかった。	令和7年度分娩件数は254件であった。分娩数の減少に伴い、院内助産院希望者も減少傾向にある。ハイリスク分娩が増加しつつある中で、ローリスク妊婦への継続したケアを自立的に実施できるよう助産師確保と育成が必要である。	B	市民病院
5-19	はばたきセミナー	男性の家庭参加を促進するため、市民を対象とした啓発セミナーを行う。	今年度は、実施していない。		-	人権推進室
5-19	育児休業取得の促進	育児休業取得者代替の任期付き正規職員の採用をおこなう。	育児休業任期付採用職員として3名を新規に採用した。		A	職員課
5-20	老人クラブ育成	生きがいや健康づくり等の事業を実施している福知山市老人クラブ連合会や単位老人クラブに対する支援。女性会員への様々な研修会の開催・受講。(府老連や市老連主催の女性リーダー研修に参加、女性委員の積極的な事業参画などを推進する。)	高齢者の福祉の増進を図るために、生きがいや健康づくりなどを行う老人クラブ連合会、単位老人クラブを支援した。	役員の負担が大きいため、なり手がいなかったり、会員数の減少などでクラブを存続できない等の課題がある。	A	高齢者福祉課
5-20	高齢者教育推進事業	高齢者が自立し、いきいきとした生活と社会参加ができるための健康づくりや介護予防の推進を図る。	各地域公民館では、高齢者いきいき教室や貯筋体操など健康づくりを目的とした講座を実施した。また、各地域から選出された実行委員により、講座の企画から運営までを自主的に行っている高齢者大学については、令和7年度は実施されなかった。	今後も地域公民館において、地域包括支援センターとの連携を強化し、高齢者の健康づくりや介護予防の推進を図る活動を継続させる。公民館講座への参加者は一般講座でも高齢者の参画が多い。	A	中央公民館
5-20	高齢者人材活用事業	今まで培ってきた経験や知識を地域活動や学習に活かせる世代間交流と社会参加により地域への参画を推進する。	高齢者人材活用事業としての公民館人材銀行事業については、高齢者福祉課での介護支援サポーター制度等の創設もあり事業終了した。	公民館人材銀行事業終了により、高齢者教育推進事業と一体化した取組項目とする方が適切かと考える。	-	中央公民館

施策 番号	事業名	事業概要	実施結果 (具体的な数値を記入)	課題点・問題点	評価	担当課
					A B C	
5-20	シルバー人材センター支援事業	シルバー人材センターの会員が、長年培ってきた知識や経験、技能を活かし、就業を通じて社会参加することで自らの生きがい創出と健康維持を図るとともに、地域社会への貢献により地域活力の向上に寄与することを目的に、シルバー人材センターの活動を支援するとともに、就業機会の提供に配慮する。	シルバー人材センターの経営基盤の安定化を図るため、補助金を交付した。併せて、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」の趣旨に基づき、高齢者への就業機会拡大を目的とした適切な業務発注を推進した。	高齢者の就業を通じた生きがいづくりと地域活性化を推進するため、今後もシルバー人材センターへの支援を継続する。	A	産業課
6-22	ふるさと就職おうえん事業	福知山雇用連絡会議の活動の一環として、男女雇用機会均等法公正採用について啓発するパンフレットを作成し、商工会議所・商工会等を通して配布する。また、就職フェア等で求職者に対しても啓発を行う。	公正採用の推進に向けた啓発冊子を作成し、福知山商工会議所、福知山市商工会、長田野工業センター等の関係機関と連携して配布を行った。併せて、相談窓口等においても広く周知を図った。また、求職者に対しては、就職フェア等の機会を捉えて冊子を配布し、公正採用の周知・啓発に取り組んだ。	今後も、企業には啓発冊子の配布を、求職者の方には就職フェア等での説明を継続する。求人側・求職側双方の理解を深め、誰もが公正に採用選考を受けられる環境づくりに向け、啓発活動に努める。	A	産業課 人権推進室
6-22	福知山市企業人権教育推進協議会での啓発	社会のあらゆる不公平と不合理を許さない企業活動の促進を図るため、企業の人権学習を推進、支援する。	協議会会員企業向けに研修会を5回(受講者のべ245人)実施した。そのうち、性に関する人権問題をテーマに研修会を1回(受講者41人)実施し、無意識の思い込み(アンコンシャスバイアス)への理解を深めた。また会員企業ごとにDVD啓発ビデオによる研修を実施し従業員の人権意識の向上に努めた。	推進協議会での啓発に関しては、年間事業計画に沿って実施することができた。受講者アンケートからは8割以上が理解が深まったとの回答が得られた。今後は会員企業の必要課題にマッチする研修テーマを検討し、多くの従業員が受講できるよう工夫していく必要がある。	A	人権推進室
6-22	幼稚園・小学校・中学校における衛生推進者の設置	労働安全衛生法の規定による衛生推進者として、小・中学校では教頭、幼稚園では園長を任命し、職場の危険・健康障害の防止、安全衛生教育、健康診断の実施など、労働安全衛生体制の整備に努める。衛生推進者が職場の環境づくり(ワークライフバランスの推進)に努める。心身の不調が認められる者については、面接医等の面談を勧める等、市担当者との連絡・調整を行う。	(幼保支援課) 安全衛生責任者講習を新任の時に受講し、体制整備に努めている。 (学校教育課) 小・中学校の教頭合計23人任命し、職場の環境づくり(ワークライフバランスの推進)に努めた。また、新規任命衛生推進者研修会を開催し7名が受講した。長時間勤務の教職員やその衛生推進者に対して、医師による面接指導を合計のべ8人に実施した。	(幼保支援課) 労務災害防止を行いさらなる環境整備に努める。 (学校教育課) 教職員の負担軽減や働き方改革が求められる中、引き続き各校の衛生推進者と連携し、教職員の健康管理を推進するとともに、適切な労働環境を確保していく必要がある。また、部活動の地域移行により教職員の時間外勤務の削減を検討していく必要がある。	A	こども家庭部 学校教育課
6-23	超過勤務の縮減	労働時間の短縮により仕事と家庭の両立支援を図り、健康で豊かな生活を送るワーク・ライフ・バランスが実現した社会をめざす。 ・幹部職員が率先した定時退庁 ・超過勤務時間の縮減のための意識啓発等 ・ノー残業デーの実施、強化 ・業務改善	引き続き、ノー残業デーの実施、20時退庁の励行等に取り組んだ。	超過勤務の縮減には業務の在り方も見直すことが重要であり、意識啓発のみならず業務改善についても、取組を継続して行っていく。	A	職員課
6-23	次世代育成支援対策特定事業主行動計画の推進	次世代育成支援に係る啓発資料の作成、配布。育児休業等の取得促進、取得後の円滑な職場復帰の支援。男性職員による積極的な制度の活用。代替要員の確保。家庭・男女の役割についての意識啓発。超過勤務の縮減。休暇の取得促進。子育てを行う女性職員の活躍推進に向けた取組(女性職員を対象とした取組、管理職等を対象とした取組)	育児休業任期付採用職員や会計年度任用職員の採用により、育児休業を取得しやすい環境整備を行った。全ての管理職員によるイクボス宣言を行った。育児をする職員に向けて個別に制度周知を図った。	職員の育児休業中の業務体制維持のため、育児休業任期付採用職員の定期的な採用を引き続き行っていく。	A	職員課

施策番号	事業名	事業概要	実施結果 (具体的な数値を記入)	課題点・問題点	評価 ABC	担当課
6-24	ハラスメント苦情処理委員会	ハラスメント苦情処理委員会により様々なハラスメントの防止に取り組む。	研修の機会を通じて、ハラスメントについての意識付け・周知を行った。		A	職員課
6-24	はばたき企業啓発セミナー	はばたきセミナーを事業所向けに企画し、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等、様々なハラスメント防止についての啓発を実施する。	1回実施した。テーマは無意識な思い込み(アンコンシャスバイアス)について。参加者は41人	企業の担当者だけではなく、市民にも参加をしてもらえるよう、周知の仕方などを工夫する必要がある。	A	人権推進室
6-25	女性活躍推進セミナー	出産や子育て期をむかえた女性が就労を継続でき、キャリアアップをめざすことができる職場環境づくりのため、労働者側と経営者側双方に対してそれぞれ意識改革の研修を実施し、市内企業における女性活躍の推進を図る。	「企業の枠を超えた学びと交流」をテーマにキックオフセミナー、働く女性向けセミナー3回、ネットワーキングフォーラム、計5回実施した。参加者は延べ178人。	参加者された皆様からは力強い声と今後の取組に期待している声を数多くいただいた。多様な人材が最大限能力を発揮できる環境につなげるために福知山市全体に広報・周知していく必要がある。	A	人権推進室
6-25	ふるさと就職おうえん事業	北京都ジョブパーク、ハローワーク福知山マザーズコーナーと連携し、働きたい女性の就職活動をサポートするセミナーやイベントを開催します。	関係機関との連携のもと、保育ルーム等の環境を整え、就業を希望する女性向けのセミナー及び就職支援を実施した。あわせて、仕事と家庭の両立支援に積極的な企業を対象とした就職説明会を開催し、職場環境の整備を促進した。	今後も引き続き、就業を希望する女性の就職活動に対する支援を継続し、セミナー等の関連情報を積極的に周知することで、女性の社会参画を促進する。	A	産業課
6-25	就職相談	人権ふれあいセンター等において就職情報を提供し、相談を実施。	ハローワークと連携して毎月1回の訪問相談日を設定し、また館職員による相談も実施した。		A	人権推進室
6-26	農村女性協議会研修会	農村女性が担っている役割に対する正当な評価による女性の地位向上や男女共同参画をめざして、農村女性のネットワーク化を図る活動を展開するとともに、男女共同参画に対する認識を深めるための学習会を開催する。	協議会活動への幅広い参画を求めるとともに、協議会活動の周知に努めた。研修回数は年2回実施しており、参加人数は1回目が44名、2回目が25名であった。	参加者が固定化しつつあるので、特に若い世代の参加拡大に向けた啓発に努める。	B	農業振興課
6-26 7-30	はばたき企業啓発セミナー	はばたきセミナーを企業や事業所、自営業者向けに企画し、ワーク・ライフ・バランスの推進や固定的な性別役割分担意識の解消等について啓発を実施する。	1回実施した。テーマは無意識な思い込み(アンコンシャスバイアス)について。参加者は41人	企業の担当者だけではなく、市民にも参加をしてもらえるよう、周知の仕方などを工夫する必要がある。	A	人権推進室
7-27	審議会等への女性委員の登用	行政委員会、審議会等市長の付属機関、その他の協議会への積極的な女性の登用。	「全部署及び関係する全部署関係」に記載のとおり			審議会を運営している部署
7-27	各種計画、方針決定等への市民意見の反映	パブリックコメント等を用い、計画立案時や意思決定時に、市民の意見を反映できる手法の確立。	「全部署及び関係する全部署関係」に記載のとおり			関係する部署
7-28	職員研修事業の充実	政策形成、マネジメント系研修への女性職員の受講や対象研修の拡大に努め、女性職員の受講者を増やす。	政策形成研修に28名、マネジメント系の研修に18名の参加があった。		A	職員課
7-28	市幹部職員への女性登用	・女性が働きやすい環境を整備し、女性の管理職登用を積極的に進め、女性管理職比率の維持・向上を図る。(女性職員比率33%) ・女性職員に対する多様なロールモデル(模範となる職員)、キャリアパス(目標となる職位や職務に就くために必要な一連の業務経験やステップ・配置異動などのルール)の紹介や女性同士のネットワークの構築を進める取組並びに本市キャリアアップサポート(人事考課制度)の効果的活用により、女性が昇進意欲を持てるよう支援するとともにマネジメント力の向上に努める。	女性が働きやすい職場環境整備、積極的な管理職登用を行った(女性職員比率35%、係長級以上の女性職員比率28% 医療職除く)。	女性職員の昇進意欲・マネジメント力の向上支援に引き続き取り組み、性別に関わらず応募しやすい職員採用をめざす。	A	職員課
7-28	教職員の女性採用と、教職員管理職への女性登用	教職員採用・教職員管理職登用にあたり、適材適所の人員配置に努める。	管理職46名のうち女性12名 新規採用教職員22名のうち女性12名	京都府教育委員会と連携し、引き続き女性管理職の登用や女性教職員の採用に努めていく。	B	学校教育課
7-29	福知山市産業支援事業	人権推進室と共催し、女性起業家支援事業を実施する。	人権推進室との共催事業の実施には至らなかったものの、相談者のうち女性が55%を占めるなど、女性の利用が高い結果となった。本事業においては、女性起業家に対して経営上の課題解決に向けた助言・支援を実施した。	引き続き相談業務等を行い、女性起業家の活躍を支援する。	A	産業課

施策番号	事業名	事業概要	実施結果 (具体的な数値を記入)	課題点・問題点	評価	担当課
					A B C	
7-29	女性起業家支援事業	起業を考える女性のニーズに対応、地域に潜在する女性起業希望者を発掘し、次世代に向けた新たな女性活躍支援及び人材育成事業を創出することを目的として女性起業家支援を行う。	テーマは、女性のための起業入門セミナー。 参加者は16人	継続的な起業支援を実施できるよう、セミナー以外の支援を含め内容を検討する必要がある。	A	人権推進室
7-31	市立公民館運営事業	市立公民館運営審議会委員の選考方法に一般公募を取入れ、積極的に女性委員の登用を図る。	市立公民館運営審議会 公募委員1名の女性を加え 19人中4人が女性委員。	市民公募以外は団体推薦であり、団体としての推薦は男性が多い側面があるが、積極的な女性委員の登用を今後とも推進す	A	中央公民館
7-31	丹波生活衣館管理運営事業	福知山市丹波生活衣館の運営にあたり、企画・運営への参画を促進する。	生活衣館企画運営にかかる女性の参画 常設及び企画展示の実施回数 5回 うち女性委員の参画数5回	常設展については、丹波生活衣同好会が参画している。同会はほぼ女性により構成されているため、女性の参画率は高い。課題として同会の会員6名おられるが、高齢化があり、今後の参画率の低下が懸念される。	B	文化・スポーツ振興室
8-32	福知山市連合婦人会生涯学習講座	・中央・地域学区別にそれぞれの生涯学習講座を開催 ・年数回実施する研修の中に、男女共同参画の実現に向けたテーマを取り入れる。	年間8回の講座を行い、のべ280人の出席となった。	課題として同会の会員の高齢化があり、今後の参画率の低下が懸念される。	A	生涯学習課
8-32	女性団体ネットワーク	ネットワーク会議やはばたきプランに基づく研修会や意見交流会及び学習会等を実施する。	会議を4回、学習会を2回、女性に対する暴力をなくす街頭啓発を3か所で実施した。学習会は市民意識調査と、多様な人々が社会参加できる地域づくりをテーマに実施し、延べ132名。	学習会については、ネットワーク参画団体の学習の場とするとともに、市民を含めた多くの参加者を得る工夫が必要である。	A	人権推進室
8-32	はばたきフェスティバル	女性団体等で構成された実行委員会による企画運営を行う。講演会、グループワーク、作品展示等の実施により市民への男女共同参画への啓発をするとともに交流の場とする。	テーマ「住み続けたいまち福知山へ～福知山での実践方法を考える～」ジェンダーに関する〇×クイズや、講演会を実施した。参加者は169名。	参加者は60代以上の女性が多かった。男性も増えてきているが年齢層や性別を問わず多くの市民に参加してもらえよう、広報を工夫する。	A	人権推進室
8-33	消防団活動における積極的な女性参加の促進	平成13年度に発足した「ふくちやまファイヤーエンジェルス」を継続して募集するとともに、分団所属の女性消防団員の加入を促進し、消防団活動における女性参加を促進する。	市役所新規採用職員及び福知山公立大学生を中心に募集・勧誘活動を実施した。 令和7年度途中に1名、8年度当初に4名の女性団員が新規に入団した。	消防団組織全体として団員が減少傾向にある中で、女性の新規入団者についても確保が非常に難しい状況ではあるが、効果的な方法を常に検討し、引き続き積極的に参加を呼びかけいく。	A	消防本部総務課
9-34	防災知識の普及活動	マップ作成のための地域住民ワークショップにおいて、女性の視点で地域の避難所運営などを検討してもらおうよう、女性の参加を呼びかけている。	R6年度に自主防災組織の結成とともに、全自治会でマップの作成が完了した。そのため、マップ作成のための地域住民ワークショップは実施していない。しかしながら、作成から年月が経過している自治会もあることから更新が必要となる。そのため啓発等を行い、5自治会の地域版防災マップの更新を行った。また、職員が地域に向き実施する出前講座では、避難所運営などにおける男女共同参画の視点の説明を行い、女性の参画を含めた多様な視点の必要性について周知を行った。	今後もさらに地域版防災マップの更新の働きかけが必要。出前講座などで、避難所運営等へ女性の参画を呼び掛けなどが、全ての講座において実施できていないので、説明資料に入れるなど工夫が必要。	B	危機管理室
9-34	防災知識の普及活動	地域や団体からの安心安全講座の申し込み時及び防災訓練の参加を依頼する際は、女性の受講・参加を促進する。	講座実施数 25回実施 (自治会23回、その他2回) 全参加者 1240人 ※参加者の男女別集計は行っていない。	地域、企業、各種団体からの申込みで、出前講座として出向しており、参加者を限定しているものではないが、女性の参加についても、積極的に依頼する必要がある。	A	予防課
9-35	避難所運営	女性用および男女兼用のサンタリー用品の充実を図っているほか、授乳や障害のある方などが必要に応じて使用できるプライバシーテントを備蓄している。	R7年度に京都府から公的備蓄に係る基本的な考え方の方針が出され、これに基づき市では、R10年度までの備蓄計画を作成している。目標数に対する現在の備蓄量は、女性用サンタリー用品100%、男女兼用おむつ100%、プライバシーテント49%の備蓄率を確保している。またR7年度から1歳児までを対象とした液体ミルク(約900本)の備蓄を進めている。	サンタリー用品は明確な使用期限がないものの、点検時に確認し、必要に応じて入れ替えを行う。また、避難所開設時に利用しやすい場所に配置するように配慮する必要がある。	A	危機管理室
9-35	避難所運営	各種災害における急性期での活動であり、市民の生命、身体、財産の保護を最優先にするとともに、それぞれに必要なプライバシーに配慮した活動に努める。	プライバシー保護用のクイックシールドを使用するなど、プライバシーの保護を想定した機材を準備しているが、今年度は避難所からの救急要請はなかった。	災害の急性期には、避難所において救急要請が増加し、重複することもありうる。状況によりプライバシーの保護ができない場合もある。	B	警防課
9-36	自主防災組織育成事業	・自主防火・防災組織の設置推進及び組織運営の強化を図る。 ・自治会を対象に「自主防災リーダー養成講座」を年間3回開講する。 ・自治会長等の推薦が必要となるが、女性受講者の推薦を促し、女性リーダーの育成を押し進める。	初級講座 受講者数 66人 6/14 42人 6/21 24人 計2回実施 (うち、女性受講者 6人) 中級講座 受講者数 25人 6/21 1回実施 (うち、女性受講者 1人) これまで、初級2,686人、中級723人の受講者を輩出し、そのうち女性は、初級132人、中級25人である。	受講者は、自治会長推薦であるため、自治会長に女性の受講が可能であることや、積極的な女性の選出を依頼する。 参加依頼時に女性の積極的な参加を広報することや講座内容にも女性の参加や活動の紹介を取入れ、また、女性の視点で意見を言い易い環境を整えていく。	A	予防課

施策 番号	事業名	事業概要	実施結果 (具体的な数値を記入)	課題点・問題点	評価	担当課
					A B C	
9-36	防災会議等	防災会議の構成委員は条例による充て職であり、女性の参画がない場合もあるため、条例改正の検討を進めつつ、選任を受けた委員があらかじめ女性の意見を聞いたうえで会議に参加するなど、女性の意見が反映できるよう呼びかけている。	令和7年度の防災会議の女性割合は2割となっている。	今後も、避難所運営等の災害対応において女性の意見が反映されるよう、構成員に呼びかける。あわせて、あて職以外の委員については、選定の見直しを行い、女性の参画が可能な団体は、登用を図る必要がある。	B	危機管理室
10-37	広報ふくちやま	男女共同参画に係る国際的な動向や諸外国の動き等掲載し国際感覚の育成に努める。	11月発行の人権週間特集号ではメインに女性に対する暴力をなくす運動をテーマにしたため、国際的な動向については掲載しなかった。	人権特集号の作成時に掲載内容を検討する。	B	人権推進室

資 料

審議会等への女性の参画状況調査表

令和8年3月31日現在

行政委員会等（自治法第180条の5）

（ ）内は、令和7年3月31日現在

名 称	総数	内女性数	7年度比率	6年度比率
1 教育委員会	4 (3)	2 (2)	50.0%	66.7%
2 選挙管理委員会	4 (4)	1 (1)	25.0%	25.0%
3 公平委員会	3 (3)	1 (1)	33.3%	33.3%
4 監査委員	2 (2)	0 (0)	0.0%	0.0%
5 農業委員会	49 (50)	2 (2)	4.1%	4.0%
6 固定資産評価審査委員会	6 (6)	1 (1)	16.7%	16.7%
計 (6)	68 (68)	7 (7)	10.3%	10.3%

附属機関（自治法第202条の3、条例で設置されている審議会、協議会等）

7 福知山市営住宅入居者選考委員会	9 (9)	3 (3)	33.3%	33.3%
8 福知山市特別職報酬等審議会	8 (7)	4 (3)	50.0%	42.9%
9 福知山市環境審議会	13 (13)	2 (3)	15.4%	23.1%
10 福知山市農村計画審議会	17 (19)	4 (6)	23.5%	31.6%
11 福知山市予防接種健康被害調査委員会	6 (6)	1 (1)	16.7%	16.7%
12 福知山市行政改革推進委員会	6 (6)	2 (2)	33.3%	33.3%
13 福知山市高齢者対策協議会	23 (23)	4 (4)	17.4%	17.4%
14 ジュニア文化賞選考委員会	9 (9)	0 (0)	0.0%	0.0%
15 福知山市展運営委員会	14 (14)	1 (1)	7.1%	7.1%
16 スポーツ賞選考委員会	7 (7)	1 (1)	14.3%	14.3%
17 福知山市行政不服審査会	3 (3)	1 (1)	33.3%	33.3%
18 福知山市入札監視委員会	3 (3)	1 (1)	33.3%	33.3%
19 福知山市入札制度改革等検討委員会	4 (4)	0 (0)	0.0%	0.0%
20 指定管理者選定等委員会	7 (6)	1 (2)	14.3%	33.3%
21 指定管理者制度第三者評価委員会	5 (5)	0 (0)	0.0%	0.0%
22 福知山市健康づくり推進協議会	15 (15)	5 (4)	33.3%	26.7%
23 福知山市医師養成確保奨学金等貸与決定等審査会	4 (4)	1 (1)	25.0%	25.0%
24 福知山市地域福祉推進委員会	19 (19)	5 (5)	26.3%	26.3%
25 福知山市子ども発達支援相談ステーション くりのみ園運営委員会	12 (12)	6 (8)	50.0%	66.7%
26 福知山市地域自立支援協議会	27 (25)	12 (8)	44.4%	32.0%
27 福知山市自殺対策協議会	17 (19)	5 (6)	29.4%	31.6%
28 地域包括支援センター運営協議会	11 (11)	4 (4)	36.4%	36.4%
29 福知山老人ホーム入所判定委員会	5 (5)	1 (1)	20.0%	20.0%
30 福知山市人権問題協議会	10 (10)	5 (4)	50.0%	40.0%
31 福知山市地域公共交通会議	14 (18)	1 (1)	7.1%	5.6%
32 福知山市有償運送運営協議会	16 (17)	2 (1)	12.5%	5.9%
33 福知山市教育支援委員会	126 (117)	74 (73)	58.7%	62.4%
34 福知山市いじめ防止対策委員会	5 (4)	1 (1)	20.0%	25.0%
35 福知山市上下水道事業経営審議会	11 (11)	2 (2)	18.2%	18.2%
36 福知山市明るい選挙推進協議会	52 (54)	6 (5)	11.5%	9.3%
37 福知山市法令遵守審査会	3 (3)	1 (1)	33.3%	33.3%
38 福知山市公務災害補償等認定委員会	5 (5)	3 (3)	60.0%	60.0%
39 福知山市公務災害補償等審査会	3 (3)	1 (1)	33.3%	33.3%
40 自治功労者表彰審査委員会	6 (5)	0 (0)	0.0%	0.0%
41 公立大学法人福知山公立大学評価委員会	5 (5)	1 (1)	20.0%	20.0%

	名 称	総数	内女性数	7年度比率	6年度比率
42	福知山市男女共同参画審議会	10 (10)	6 (6)	60.0%	60.0%
43	福知山市空家対策協議会	10 (10)	3 (2)	30.0%	20.0%
44	福知山市自治基本条例推進委員会	17 (20)	8 (10)	47.1%	50.0%
45	福知山市文化財保護審議会	12 (12)	2 (2)	16.7%	16.7%
46	福知山市スポーツ推進委員会	26 (26)	12 (12)	46.2%	46.2%
47	福知山市子ども・子育て会議	14 (12)	8 (8)	57.1%	66.7%
48	福知山市障害者介護給付等支給認定審査会	5 (5)	1 (1)	20.0%	20.0%
49	介護認定審査会	50 (47)	25 (24)	50.0%	51.1%
50	福知山市権利擁護ネットワーク会議	17 (16)	6 (4)	35.3%	25.0%
51	福知山市休日急患診療所運営協議会	6 (6)	1 (1)	16.7%	16.7%
52	福知山市防災会議	20 (20)	4 (4)	20.0%	20.0%
53	福知山市国民保護協議会	25 (25)	1 (1)	4.0%	4.0%
54	福知山市情報公開・個人情報保護審査会	5 (5)	2 (1)	40.0%	20.0%
55	福知山市国民健康保険運営協議会	16 (16)	5 (5)	31.3%	31.3%
56	福知山市都市計画審議会	17 (18)	0 (2)	0.0%	11.1%
57	福知山市景観審議会	16 (16)	5 (5)	31.3%	31.3%
58	福知山市青少年問題協議会	23 (23)	7 (5)	30.4%	21.7%
59	社会教育委員会	9 (9)	4 (4)	44.4%	44.4%
60	少年補導センター運営委員会	20 (20)	7 (7)	35.0%	35.0%
61	公民館運営審議会	19 (19)	4 (3)	21.1%	15.8%
62	福知山市図書館協議会	12 (12)	8 (8)	66.7%	66.7%
	計 (56)	849 (843)	280 (273)	33.0%	32.4%

新たに設置されたもの

	名 称	総数	内女性数	7年度比率	6年度比率
63	福知山市事務執行適正化第三者委員会	3 —	0 —	0.0%	—
	計 (1)	3 —	0 —	0.0%	—
	計 (63)	920 (911)	287 (280)	31.2%	30.7%

福知山市行政委員会及び附属機関以外の協議会等への女性の参画状況調査表

令和8年3月31日現在

1. 委員会・協議会（要綱・規程等で設置されているもの）（ ）内は令和7年3月31日現在

No.	名称	委員数		内女性数		比率		任期	条例の有無	要綱等の有無	選出方法
			()		()		()				
1	福知山市まち・ひと・しごと・あんしん創生有識者会議	5	(5)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	1	有	有	産官学金労の各分野より選出
2	福知山市職員分限懲戒等審査会	5	(5)	1	(1)	20.0%	(20.0%)	1	無	有	市長が委嘱
3	人にいちばん近いまちづくり広報啓発部会	8	(8)	2	(2)	25.0%	(25.0%)	1	—	有	各団体より選出
4	福知山市鬼の里Uターンプラザ運営委員会	9	(9)	3	(3)	33.3%	(33.3%)	2	有	有	有識者及び地区代表より選出
5	福知山市新文化ホール事業運営計画検討委員会	9	(9)	3	(3)	33.3%	(33.3%)	—	無	有	文化分野から選出
6	福知山市要保護児童対策地域協議会	26	(26)	10	(9)	38.5%	(34.6%)	2	無	有	所属団体推薦
7	福知山市手話言語・障害のある人の多様なコミュニケーション施策推進会議	15	(15)	7	(7)	46.7%	(46.7%)	3	有	有	関係機関、団体からの推薦・市民公募
8	福知山市献血推進協議会	36	(65)	2	(2)	5.6%	(3.1%)	2	無	有	各団体より選出
9	福知山市避難のあり方推進懇話会	18	(18)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	5	無	有	要綱の規定による者へ委嘱
10	神谷開発委員会	16	(17)	2	(2)	12.5%	(11.8%)	1	無	有	市長の任命・委嘱
11	福知山市ダイオキシン類対策委員会	7	(7)	1	(2)	14.3%	28.6%	2	無	有	市長の任命・委嘱
12	福知山市鉄道館企画会議	11	(11)	4	(3)	36.4%	(27.3%)	1	無	有	団体推薦・公募
13	福知山緑化推進委員会	22	(22)	4	(5)	18.2%	(22.7%)	1	無	有	関係団体から推薦
14	福知山市有害鳥獣対策協議会	21	(21)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	2	無	有	関係団体から推薦
15	福知山市新文化ホール基本計画再検討委員会	10	(10)	3	(3)	30.0%	(30.0%)	—	無	有	文化分野から選出・市民公募
16	福知山市大規模災害対応力強化検討会	16	(16)	4	(4)	25.0%	(25.0%)	2	無	有	要綱の規定による者へ委嘱
17	福知山市再犯防止推進計画連絡協議会	11	(11)	3	(4)	27.3%	36.4%	4	無	有	関係機関からの推薦
合計 (17)		245	(275)	49	(50)	20.0%	(18.2%)				

新たに設置されたもの

No.	名称	委員数		内女性数		比率		任期	条例の有無	要綱等の有無	選出方法
			()		()		()				
18	福知山市企業交流プラザ基本計画策定委員会	5	—	0	—	0.0%	—	1	無	有	関係者
19	花火大会検証会議	7	—	1	—	14.3%	—	1	無	有	市長が委嘱
20	「第4次福知山市子どもの読書活動推進計画」策定委員会	7	—	6	—	85.7%	—	1	無	有	推薦
合計 (3)		19	—	7	—	36.8%	—				

合計 (20)		264	(275)	56	(50)	21.2%	(18.2%)				
---------	--	-----	-------	----	------	-------	---------	--	--	--	--

2. 職員による内部組織

	名 称	委員数		内女性数		比率		任期	要綱等の有無	選出方法
1	福知山市経営会議	21	(21)	4	(5)	19.0%	(23.8%)	1	有	庁内充職
2	福知山市課長会議	19	(18)	4	(5)	21.1%	(27.8%)	1	有	庁内充職
3	福知山市事務改善委員会	19	(18)	4	(5)	21.1%	(27.8%)	1	有	市長任命及び庁内充職
4	福知山市法令遵守推進委員会	19	(20)	3	(5)	15.8%	(25.0%)	1	有	庁内充職
5	福知山市提案型公共サービス民営化制度審査会	2	(5)	0	(1)	0.0%	(20.0%)	1	有	庁内充職
6	福知山市安全衛生委員会	10	(10)	4	(4)	40.0%	(40.0%)	1	有	市長の任命、職員団体の推薦
7	福知山市職員表彰審査委員会	7	(7)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	1	有	市長の任命
8	福知山市職員互助会理事会	12	(12)	3	(3)	25.0%	(25.0%)	2	有	選挙による
9	福知山市男女共同参画推進会議	30	(30)	13	(14)	43.3%	(46.7%)	—	有	任命
10	福知山市男女共同参画推進会議幹事会	11	(11)	5	(5)	45.5%	(45.5%)	2	有	各部からの選出
11	福知山市職員人権人材バンク	15	(15)	5	(6)	33.3%	(40.0%)	3	有	部推薦
12	福知山市人権施策推進本部	22	(23)	4	(5)	18.2%	(21.7%)	1	有	充職
13	福知山市人権施策推進会議	21	(21)	4	(5)	19.0%	(23.8%)	1	有	充職
14	職員社会啓発部会	8	(8)	2	(1)	25.0%	(12.5%)	1	有	充職
15	保護救済部会	15	(16)	6	(7)	40.0%	(43.8%)	1	有	充職
16	人材育成部会	6	(6)	1	(1)	16.7%	(16.7%)	1	有	庁内充職
17	福知山市建設工事等指名選定員委員会	10	(11)	2	(2)	20.0%	(18.2%)	1	有	庁内充職
18	福知山市建設工事等指名競争入札参加者資格審査会	10	(11)	2	(2)	20.0%	(18.2%)	1	有	庁内充職
19	福知山市新型インフルエンザ等対策本部	26	(26)	4	(5)	15.4%	(19.2%)	—	有	庁内充職
20	福知山市健康危機管理対策本部	22	(24)	4	(6)	18.2%	(25.0%)	無期限	有	庁内充職
21	福知山市 I T 推進本部会議	19	(19)	4	(5)	21.1%	(26.3%)	—	有	庁内充職
22	福知山市消防本部消防職員委員会	9	(9)	2	(0)	22.2%	(0.0%)	1	有	消防長の指名
23	福知山市消防安全衛生委員会	9	(9)	1	(1)	11.1%	(11.1%)	1	有	消防長の指名
24	福知山市上下水道部安全衛生委員会	9	(9)	1	(1)	11.1%	(11.1%)	1	有	管理者が任命、労働組合推薦
25	福知山市民病院安全衛生委員会	11	(11)	2	(2)	18.2%	(18.2%)	1	有	委嘱
	合 計 (25)	362	(370)	84	(96)	23.2%	(25.9%)			

重要項目の数値目標に対する実績(はばたきプラン2021 第4章)

課題	項目	現 状 〔 プラン2021 策定時 〕	2030年度目標 (令和12年度)	令和7年度実績	備 考
女 暴性 人力に 権の対 の根絶 の尊絶 重と	デートDV防止ワー クショップ参加者数	580人 (令和2年3月31日 現在)	1,000人	602人	
働 く場 ・地 域に おけ る 男 女共 同参 画の 推 進	男性市職員の 育児休業の取得者数	8人 (令和2年3月31日 現在)	20人	95人	プラン策定時か らの累計
	ワーク・ライフ・バ ランス の推 進に 向け た市 職員 の残 業時 間の 削減	一人当たり 15.9時間/月 (令和元年度)	一人当たり 12時間/月	一人当たり 16.1時間/月	※令和6年度
	男性市職員の 部分休業の取得者数	1人 (令和2年3月31日 現在)	5人	4人	プラン策定時か らの累計
政 策 参 へ ・ 画 の 方 の 女 針 促 性 決 定	審議会等の女性比率	29.6% (令和2年3月31日 現在)	35.0%	31.2%	
	女性委員のいない 審議会数	9 (令和2年3月31日 現在)	4	7	
	市役所の係長級以上の 女性職員比率	30.6% (令和2年4月1日 現在)	35.0%	33.3%	

福知山市男女共同参画推進条例

平成18年9月27日
条例第13号

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 基本的施策（第8条—第17条）
- 第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限等（第18条—第21条）
- 第4章 福知山市男女共同参画審議会（第22条）
- 第5章 雑則（第23条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、本市並びに市民、事業者及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に実施し、性別による差別のない真に人権が尊重された男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に社会の利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべきことをいう。
- (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差が生じている場合において、その格差を是正するため必要な範囲内で、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に住所を有する者、勤務する者及び在学する者をいう。
- (4) 事業者 営利又は非営利を問わず、市内において事業を行う個人、法人その他の団体をいう。
- (5) 教育に携わる者 市内において学校教育その他の生涯にわたる教育の分野において教育活動を行う者をいう。
- (6) 市民等 市民、事業者及び教育に携わる者をいう。
- (7) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反する性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は相手の意に反する性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。
- (8) ドメスティック・バイオレンス 夫婦間及び恋愛関係にある男女間その他の親密な関係にある男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力その他心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女が、性別による差別的取扱いを受けることなく、互いにその人権を尊重すること。
- (2) 男女が、個人としての尊厳が重んじられ、一人一人がその個性と能力を社会のあらゆる分野で発揮で

きる機会が確保され、自立した個人として自己の意思によって行動し、かつ、責任を負うこと。

(3) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等によって、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

(4) 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(5) 家族を構成する男女が、互いの人格を尊重し、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動について家族の一員としての役割を果たし、かつ、当該活動以外の活動と両立ができるようにすること。

(6) 学校教育その他の生涯にわたる教育において、性別にとらわれず個人としての能力と適性がはぐくまれることを基本とした取組が図られること。

(7) 男女が互いの性についての理解を深め、妊娠、出産その他性と生殖に関して、自己決定が尊重され、かつ、生涯を通じて健康な生活を営む権利が確保されること。

(8) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組との協調の下に行われること。

（本市の責務）

第4条 本市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 本市は、男女共同参画の推進に当たり、市民等及び国、京都府その他の地方公共団体と相互に連携及び協力を図るよう努めなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、自ら進んで男女共同参画の推進に努めるとともに、本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たり男女共同参画の推進に努めるとともに、本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（教育に携わる者の責務）

第7条 教育に携わる者は、男女共同参画社会の形成に果たす教育の重要性を考慮し、その教育活動を行うに当たり基本理念に配慮した教育の推進に努めなければならない。

2 教育に携わる者は、本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

（男女共同参画に関する基本的な計画）

第8条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。この場合において、基本計画には、福知山市みんなの多様な性を尊重する条例（令和4年福知山市条例第37号）第2条に規定する基本理念を反映させなければならない。

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、第22

条第1項に規定する福知山市男女共同参画審議会に諮問するものとする。

3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 市長は、必要に応じ基本計画を変更するものとする。

5 第2項及び第3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(教育及び人材育成)

第9条 本市は、学校教育その他の生涯にわたる教育を通じて、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 本市は、男女共同参画を推進する指導者を育成するため、研修の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

(市民等との協働)

第10条 本市は、市民等が行う男女共同参画の推進のための活動を促進するため、必要に応じ市民等と協力して活動するものとする。

(雇用の分野における男女共同参画の推進)

第11条 本市は、事業者に対し、その雇用における男女共同参画の推進に向けた活動を支援するため、学習機会の設定及び情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、事業者に対し、男女共同参画の推進に関する取組の状況について必要に応じ報告を求めることができる。

(財政上の措置)

第12条 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び調査研究)

第13条 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。

(年次報告)

第14条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況及び効果について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(行政委員会等の委員への女性の登用)

第15条 本市は、執行機関である委員会の委員若しくは委員又は附属機関である審議会等の委員その他の構成員の任命又は委嘱に当たっては、政策の決定過程への女性の参画を推進するため、積極的改善措置を講ずることにより、女性の登用を図るものとする。

(推進体制)

第16条 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に企画し、調整し、及び実施するために必要な体制を整備するものとする。

(拠点施設)

第17条 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、及び市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するための施設の整備に努めるものとする。

第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限等

(性別による人権侵害の禁止)

第18条 何人も、社会のあらゆる分野において、直接的又は間接的であるかを問わず、性別を理由とする差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、職場、学校、地域その他のあらゆる場

において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、個人の尊厳を踏みにじるドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意事項)

第19条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び性的な暴力を助長させる表現並びに過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。

(苦情等の申出への対応)

第20条 市民等は、本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する苦情、意見、要望等があるときは、本市に申し出ることができる。

2 本市は、前項の申出を受けたときは、必要に応じ第22条第1項に規定する福知山市男女共同参画審議会の意見を聴き、関係機関と連携し、適切な措置を講ずるものとする。

(相談の申出への対応)

第21条 本市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する人権の侵害に関する市民等からの相談の申出に対し、相談体制を整備し、関係機関と連携及び協力を行い、当該被害者を救済する等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 福知山市男女共同参画審議会

(福知山市男女共同参画審議会)

第22条 男女共同参画に関する重要な事項を調査審議するため、福知山市男女共同参画審議会(以下この条において「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、第8条第2項(同条第5項において準用する場合を含む。)及び第20条第2項に規定する事項を調査審議するほか、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する事項を調査審議する。

3 審議会は、前項の規定による調査審議のほか、男女共同参画の推進に関する事項について市長に意見を述べるることができる。

4 審議会は、市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

5 男女のいずれか一方の委員の数は、総数の10分の4未満であってはならない。

6 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

第5章 雑則

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている福知山市男女共同参画計画は、第8条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。

附 則(令和4年3月29日条例第37号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。